

御所市北部認定こども園
整備基本計画

令和8年3月
御所市

目次

1. 計画の概要	1
(1) 御所市北部認定こども園整備基本計画について	1
2. 上位計画及び関連計画の整理	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 上位計画及び関連計画の整理	3
3. 対象施設の現状と課題の整理	6
(1) 就園前児童の推移及び将来推計	6
(2) 対象施設の現状	13
(3) 対象施設の現状を踏まえた課題の整理	29
4. 整備候補地の検証	31
(1) 整備候補地の検証	31
5. 整備方針の検討	37
(1) 対象施設統合後における定員数等の設定	37
(2) 施設整備の方針	41
6. 職員、市民等意向調査の実施	44
(1) 職員対象ワークショップの実施	44
(2) 保護者向けアンケートの実施	47
7. 整備基本計画の検討	49
7-1. 基本計画プランの検討	49
(1) 類似施設の事例整理	49
(2) 建築計画・施設計画における基本方針	51
(3) 機能・諸室規模の検討	51
(4) 計画概要	59
(5) 各案の比較検討	64
7-2. 構造・設備に関する検討	65
(1) 構造設備概要	65
(2) 構造計画	65
(3) 電気・機械設備概要	66
7-3. 外構に関する検討	73
8. 管理運営計画の検討	74
(1) 運営方法	74
(2) 提供するサービス	74
(3) 通園方法	75
9. 概算事業費の検討	76
(1) 概算事業費の検討	76
10. 整備事業スケジュールと課題の整理	77
(1) 整備事業スケジュール	77

1. 計画の概要

(1) 御所市北部認定こども園整備基本計画について

御所市（以下、「本市」）では、近年の急速な人口減少、少子化に伴う在籍児童数の減少が深刻化しており、また、本市が運営する教育・保育施設の建物の老朽化や集団生活を通じた子どもの育ちに対する憂慮など、教育・保育環境を現行のまま維持し続けることに対する困難が予想されます。

こうした状況のもと、子どもや保護者、関係者のニーズに応え、これからの時代に即した教育・保育環境を実現すべく、中長期的な視点から、今後の公立教育・保育施設のあり方及び再編等の方針等を示すものとして、「御所市保育行政基本構想」（2018年（平成30年）9月策定。以下、「基本構想」）を策定しました。

基本構想においては、『子どもの健やかな育ちを第一とした施設再編、幼保一体化を推進』するため、本市が有する教育・保育施設を2施設（市北部及び市南部）に統合・再編を図ることとしています。基本構想の趣旨を踏まえ、安全・安心で質の高い、また御所市らしい特色ある施設を整備することを目的に、「御所市認定こども園整備基本計画－認定こども園のあり方に関する基本方針－」（2022年（令和4年）3月策定。以下、「基本方針」）、及び「（仮称）御所市南部認定こども園整備基本計画」（2022年（令和4年）3月策定。以下、「南部整備方針」）を策定し、市が整備する認定こども園の目指すべき基本的方向並びに市南部における施設整備方針等を明確にしました。

御所市北部認定こども園整備基本計画（以下、「本計画」）は、整備方針のひとつとして、市北部に設置する『（仮称）御所市北部認定こども園』（以下、「本施設」）の整備にあたり、現行施設（御所幼稚園、秋津幼稚園、石光保育所、幸町保育所）の現状、課題等を踏まえて、施設の果たすべき役割や機能等の基本的事項及び事業化計画等を定めるものです。

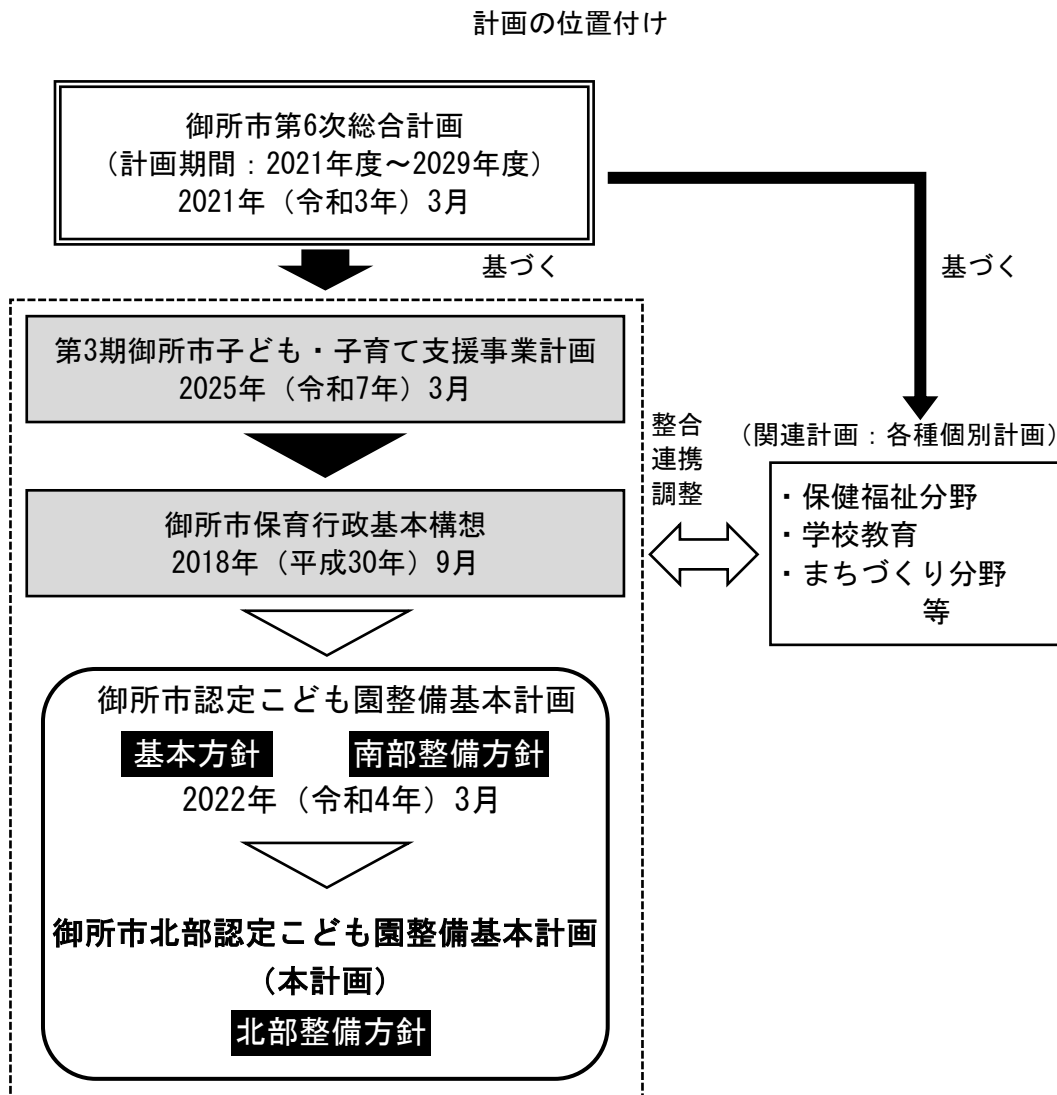
2. 上位計画及び関連計画の整理

(1) 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「御所市第6次総合計画」に基づき、子ども・子育てに関する分野別計画である「第3期御所市子ども・子育て支援事業計画」(2025年(令和7年)3月策定)並びに基本構想を上位に位置付けて策定します。

また、基本方針、南部整備方針との整合性を図ります。

併せて、保健福祉分野、学校教育分野、まちづくり分野をはじめとする様々な個別分野計画との整合性を図っていきます。



(2) 上位計画及び関連計画の整理

本計画策定にあたり、関わりの深い上位・関連計画は以下のとおりです。

① 御所市第6次総合計画（2021年（令和3年）3月）

計画期間：2021年度（令和3年度）～2029年度（令和11年度）

御所市第6次総合計画では、市の将来都市像「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」の実現に向けて、基本計画において、「分野1若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち」として「政策1-1子育て支援」の施策が掲げられています。特に、「2.子育て環境の充実」として、幼児期の子どもの健やかな成長を促すため、幼児教育・保育の環境充実を図るため、認定こども園の整備が主な取組として示されています。

② 第3期御所市子ども・子育て支援事業計画（2025年（令和7年）3月）

計画期間：2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

子どもや子育て家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべく、御所市子ども・子育て支援事業計画では、基本理念「心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち」のもと、6点の基本方針を掲げています。

特に、基本方針1「妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり」として、子育て家庭に対する多様な保育サービスや母子保健及び健康づくりの充実を図るとともに、基本方針2「子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備」として、保護者の多様なニーズにきめ細かに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため、質の高い教育・保育の総合的な提供に取り組むとしています。

認定こども園の整備について、「就学前の児童に対し、教育・保育を一体的に提供する機能や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置を目指します。」と位置付けられています。

③ 御所市保育行政基本構想（2018年（平成30年）3月）

計画期間：2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）

子どもや保護者、関係者のニーズに応え、これからの時代に即した教育・保育環境を実現すべく、中長期的な視点から、今後の公立教育・保育施設のあり方及び再編等の方針等を示すものとして、2018年度（平成30年度）に「御所市保育行政基本構想」を策定しました。

基本構想においては、教育・保育施設の再編方針として、再編の単位は本市全体の就学前児童数のバランス及び需要の将来動向とともに、地域性や既存施設の配置状況等を踏まえ、市を2地域（市北部及び市南部）に区分し再編、幼保一体化の方向性を決めました。

人口減少が比較的先行している市南部（葛城、葛、名柄の各小学校区）に所在する3施設（うち2施設休止）について、将来的に1施設の認定こども園（幼保連携型）『（仮称）市立南部認定こども園』に統合し、本市南部の教育、保育サービスの中核を担う施設として維持運営を行うこととされました。一方、本市の人口が集積する市北部（御所、秋津、大正、掖上の各小学校区）に所在する7施設（うち2施設休止（当時））について、将来的に1施設の認定こども園（幼保連携型）『（仮称）市立北部認定こども園』に統合し、本市の教育、保育サービスの先進的役割を担う拠点施設として維持運営を行うこととされました。

④ 御所市認定こども園整備基本計画（2022年（令和4年）3月）

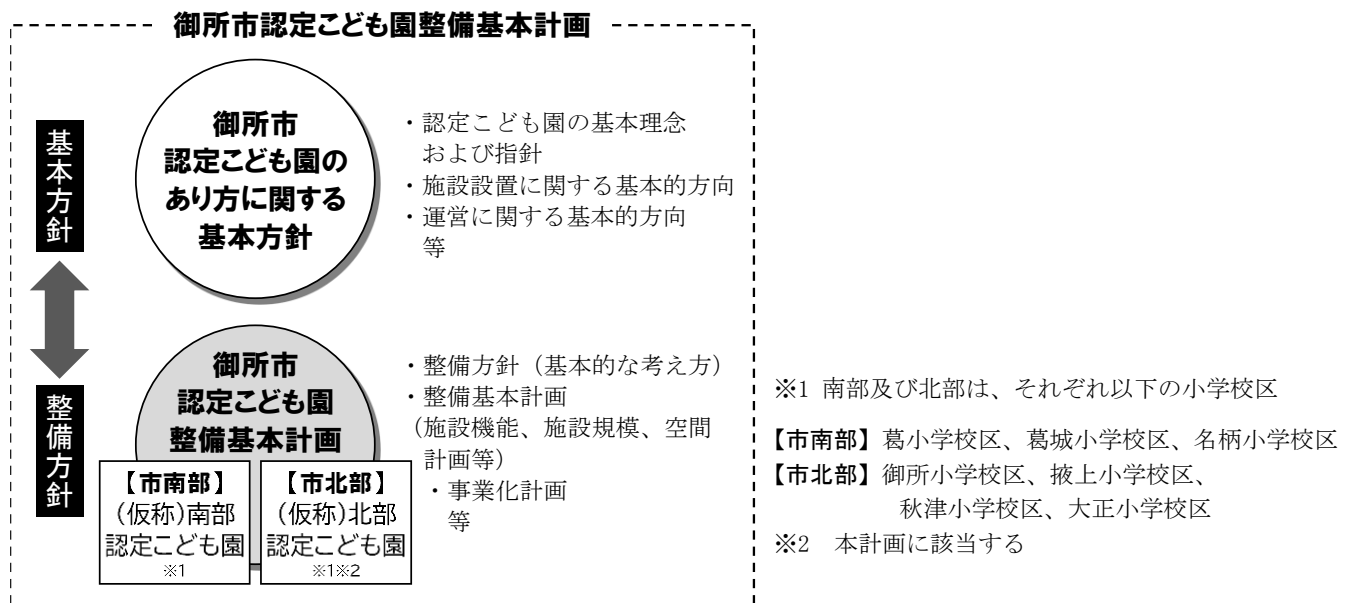
計画期間：2022年度（令和4年度）～2029年度（令和11年度）

御所市認定こども園整備基本計画は、基本構想に示す教育・保育施設再編・幼保一体化の実現に向けて、子どもの心身の健やかな成長に資する安全・安心で質の高い、また御所市らしい特色ある施設を整備することを目的に、本市が整備する認定こども園の目指すべき基本的方向並びに具体の施設整備に関する検討のもと、その方針等を示すものです。

認定こども園整備基本計画は、「基本方針」及び「整備方針」により構成され、「御所市認定こども園のあり方に関する基本方針」（＝基本方針）は、認定こども園整備に係るプロセスの円滑化や効率化を図るための基本的事項等として、御所市認定こども園の目指すべき方向性（理念、指針）を示すとともに、施設設置方針、運営方針等を定めたものとなります。また、「（仮称）御所市認定こども園整備基本計画」（＝整備方針）は、基本方針に即して、再編、幼保一体化後の認定こども園について、施設の果たすべき役割や機能、規模等を整理するとともに、具体の施設整備に関する基本的事項及び事業化計画等を定めています。整備方針については、市南部（葛小学校区、葛城小学校区、名柄小学校区）の既存施設（葛城保育所）の認定こども園化を想定している『（仮称）御所市南部こども園』整備基本計画（＝南部整備方針）を先行して策定しました。

本計画は、整備方針の北部整備方針として位置付けられ、基本方針及び南部整備方針を踏まえ策定するものとされています。

御所市認定こども園整備基本計画の構成



⑤ 御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略（2025年（令和7年）3月）

計画期間：2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略では、総合計画や国の示す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を踏まえ、基本目標の一つとして、基本目標2「若い世代の人も暮らしたいと感じられるまちづくり」に基づく「2-2 安心して出産・子育てができる環境づくり」及び「2-3 子どものための魅力ある教育環境の整備」を掲げています。

⑥ 御所市公共施設等総合管理計画（改訂版）（2025年（令和7年）4月一部改訂）

計画期間：2017年度（平成29年度）～2056年度（令和38年度）

御所市公共施設等総合管理計画では、今後の厳しい財政状況の中、公共施設等の総量縮減と有効活用、効率的な管理運営、長寿命化等による最適化に取り組む方針を定め、市が保有する子育て支援施設について、以下の方針を定めています。

子育て支援施設の方針（抜粋）

●幼稚園や保育所、幼児園は、少子化と建物の老朽化の状況を踏まえ、小林保育所を令和8年度に除却とともに廃止し、その機能を他の保育所・幼児園（葛城保育所、石光保育所、幸町保育所、御所幼児園、秋津幼児園）に移転したうえ、葛城保育所を除く4施設を御所幼児園に集約して「北部認定こども園」を整備し、南部保育所（葛城保育所）と併せた2施設に統合、集約化します。

3. 対象施設の現状と課題の整理

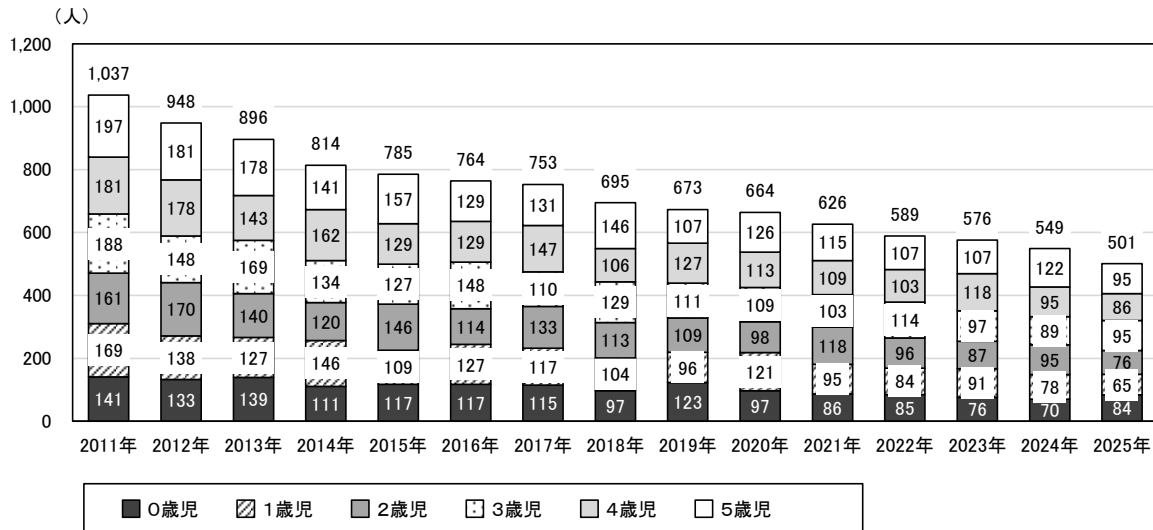
(1) 就園前児童の推移及び将来推計

1) 就学前児童の動向

① 就学前児童数の推移

- ・市内の小学校就学前（0～5 歳児）の児童数は、一貫して減少傾向にあり、2011 年から 2017 年にかけて大きく減少しています。
- ・2017 年から 2020 年にかけての減少で就学前児童数は 700 人を割り込み、2020 年以降について、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により出生数は今まで以上に減少し、就学前児童数も減少傾向がさらに進行しています。

就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳

※各年 3 月 31 日（2012 年のみ 3 月 30 日）現在 ※2011 年は外国人を除く

- ・市北部の就学前児童数の推移をみると、市北部では児童数の落ち込みは2020年比で2025年時点で約8割程度となっています。

就学前児童数の推移（市北部）

単位：人

区分	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
0歳	84	71	72	67	61	75
1歳	107	82	69	77	69	58
2歳	86	103	81	71	80	68
3歳	94	85	100	79	73	80
4歳	93	94	87	104	78	70
5歳	104	93	93	89	108	78
合計	568	528	502	487	469	429

資料：住民基本台帳

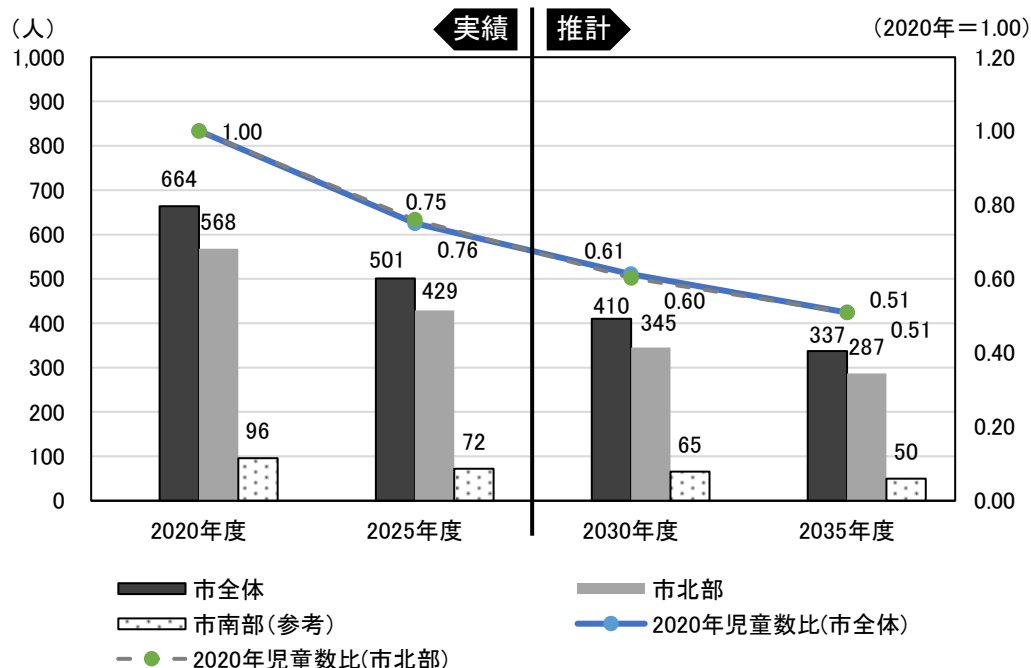
※市北部：御所小学校区、掖上小学校区、秋津小学校区、大正小学校区

※各年3月31日現在、2024年については「御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針」（御所市・御所市教育委員会、令和7年3月策定、以下「学校づくり基本方針」という）より引用

② 就学前児童数の将来推計

- ・本市の就学前児童は今後も減少傾向が続き、2035年には約5割まで減少（2020年比）すると予測されます。
- ・市全体の減少に伴い、市北部においても2035年には5割近くまで減少（2020年比）すると予測されます。

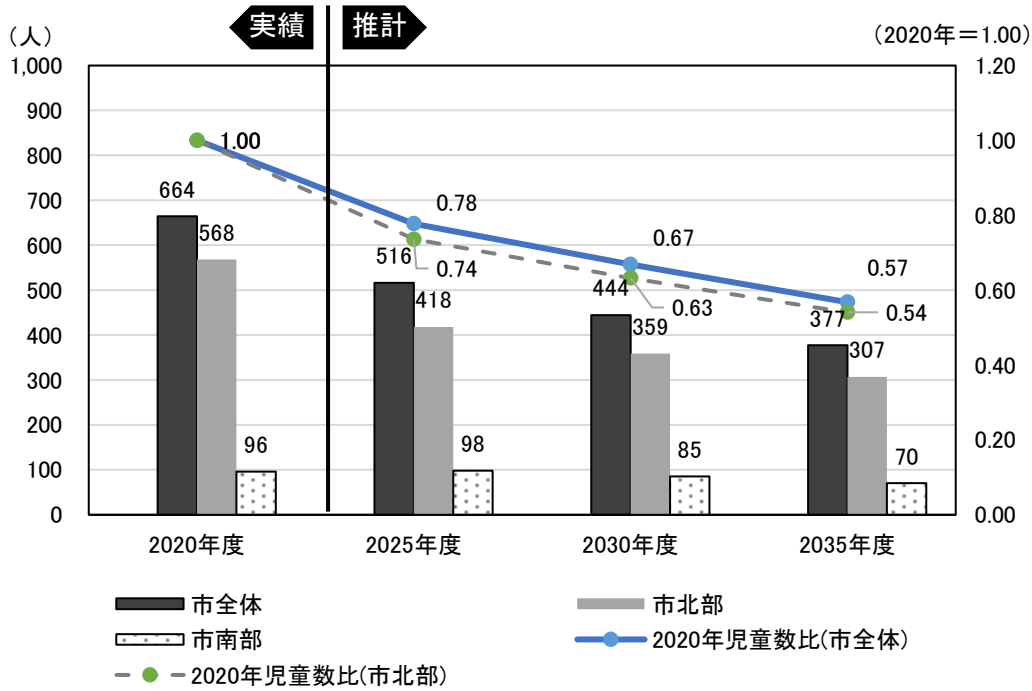
就学前児童数の将来推計



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）に基づきコーホート変化率法による推計（第3期御所市子ども・子育て支援事業計画における推計値を採用）

※市北部及び南部の就学前児童数の推計について、「学校づくり基本方針」における児童等の推計方法をベースに、市北部及び南部の人口割合を算出し、コーホート変化率法による推計値により算出

【参考】就学前児童数の将来推計（基本方針、南部整備方針における推計値）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）に基づきコーホート変化率法による推計（第3期御所市子ども・子育て支援事業計画における推計値を採用）

就学前児童数の将来推計（市全体）

単位：人、比率

区分	実績		推計	
	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
0歳	97	84	62	52
1歳	121	65	64	56
2歳	98	76	69	59
3歳	109	95	70	52
4歳	113	86	74	64
5歳	126	95	71	54
合計	664	501	410	337
2020年=1.00 とした比率	1.00	0.75	0.61	0.51

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）に基づきコーホート変化率法による推計（第3期御所市子ども・子育て支援事業計画における推計値を採用）

就学前児童数の将来推計（市北部）

単位：人、比率

区分	実績		推計	
	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
0歳	84	75	52	44
1歳	107	58	54	48
2歳	86	68	58	50
3歳	94	80	59	44
4歳	93	70	62	55
5歳	104	78	60	46
合計	568	429	345	287
2020年=1.00 とした比率	1.00	0.76	0.60	0.51

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）に基づきコーホート変化率法による推計（第3期御所市子ども・子育て支援事業計画における推計値を採用）

【参考】就学前児童数の将来推計（市南部）

単位：人、比率

区分	実績		推計	
	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
0歳	13	9	10	8
1歳	14	7	10	8
2歳	12	8	11	9
3歳	15	15	11	8
4歳	20	16	12	9
5歳	22	17	11	8
合計	96	72	65	50
2020年=1.00 とした比率	1.00	0.75	0.68	0.51

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）に基づきコーホート変化率法による推計（第3期御所市子ども・子育て支援事業計画における推計値を採用）

2) 教育・保育施設の利用動向

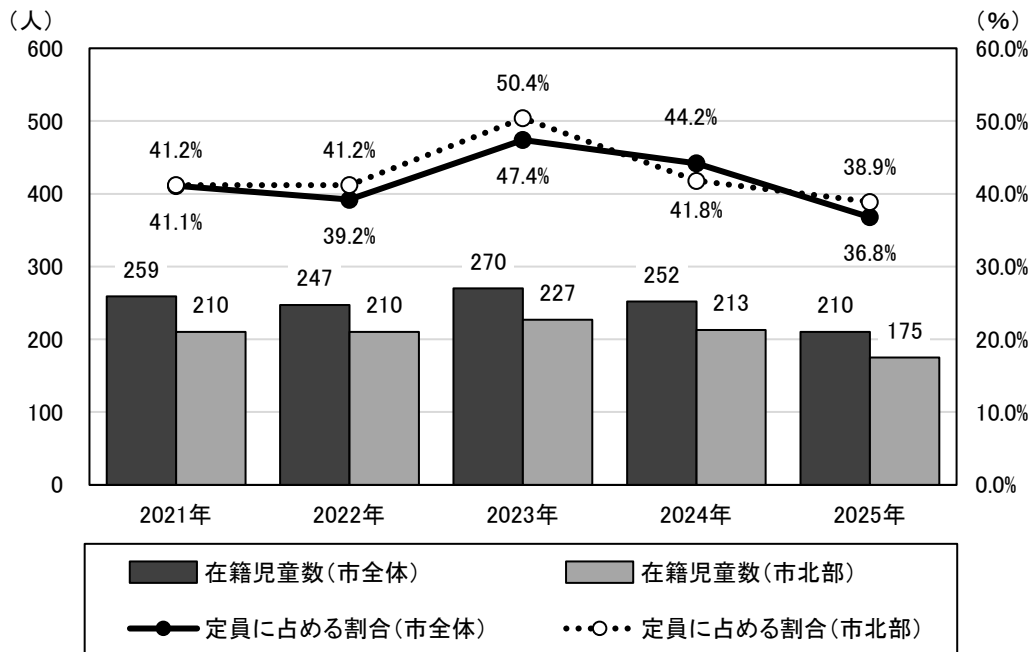
① 在籍児童数の推移

- ・本市の教育・保育施設（公立）の在籍児童数は、近年概ね 300 人弱程度（施設定員数に占める割合 4 割強）で推移しており、共働き世帯を含む母親の就労状況の変化等を背景とした保育ニーズの高まりや幼児教育・保育の無償化の影響などが考えられます。
- ・市北部は、全体と同様に概ね定員数の 4 割強の水準で推移しています。

教育・保育施設（公立） 在籍児童数の推移

単位：人、比率

区分	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
在籍児童数 (市全体)	259	247	270	252	210
在籍児童数 (市北部)	210	210	227	213	175
定員に占める割合 (市全体)	41.1	39.2	47.4	44.2	36.8
定員に占める割合 (市北部)	41.2	41.2	50.4	41.8	38.9



資料：市子育て推進課調べ

※各年4月1日現在 ※市内公立の在籍児童数。市外からの受託児童数を含まない

3) 教育・保育の量の見込み

① 市全体の量の見込み

- ・就学前児童数の将来推計に基づく教育・保育の量の見込み（試算）は、市全体で2025年385人に対して、2035年には271人（推計）にまで減少すると予測されます。
- ・基本方針における試算結果（2022年）との比較では、共働き世帯を含む母親の就労状況の変化等を背景とした保育ニーズの高まり等の影響により前回試算を上回る予測となります。

教育・保育の量の見込み（市全体）※1

単位：人/年、%

区分		実績	推計	
		2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
(1)	1号認定	25	22	18
	2号認定(教育)	0	0	0
(2)	2号認定(保育)	245	187	151
(3)	3号認定	115	114	102
小計(教育)(1)		25	22	18
小計(保育)(2)(3)		360	300	253
合計		385	322	271
うち公立施設※2		211	177	148

(参考) 基本方針における試算結果 基本方針 P9	推計		
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
小計(教育)(1)	41	36	31
小計(保育)(2)(3)	311	266	227
合計	352	302	258
うち公立施設※3	180	155	133
本計画との差(うち公立施設)	31	22	15

※1 教育・保育を希望する就学前児童の数（公立施設及び私立施設の合計）

※2 公立／私立施設利用者割合の過年度実績値（2025年実績：54.8%）を合計に乗じて算出

※3 公立／私立施設利用者割合の過年度実績（2016年～2020年度平均：51.1%）

※将来需要の見直しにあたり、以下の根拠データ等の更新を行った。

- ・将来推計人口の算出の元データについて、【前回】国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口（H27 国勢調査ベース）から【今回】住民基本台帳（各年3月31日現在）に基づくコーホート変化率法による推計（第3期御所市子ども・子育て支援事業計画における推計値）へと更新を行った。
- ・量の見込み（試算）に係る計算式及びパラメーター設定の元データについて、【前回】「第2期御所市子ども・子育て支援事業計画」（R2.3策定）から【今回】「第3期御所市子ども・子育て支援事業計画」（R7.3策定）における量の見込み算出の設定へと更新を行った。

② 市北部の量の見込み

- 市北部の教育・保育の量の見込み（試算）は、以下の考え方にに基づき算出を行いました。
- 子ども子育て支援事業計画における見込み量は、子育て世帯のアンケートの結果も踏まえ試算しており、子育てニーズの高まりをとらえた数値となっています。そのため、単なる人口減少等での計算では捉えられない子育てニーズの高まりをとらえており、また近年算出した推計数値でもあることから、子ども子育て支援事業計画における見込み量を最大限反映する推計値としました。
- 基本方針における試算結果（2022年）との比較では、2025年実績値を除き前回試算を上回る予測となります。

教育・保育の量の見込み（市北部）※1

単位：人/年、%

区分		実績	推計	
		2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
(1)	1号認定	2	2	2
	2号認定(教育)	0	0	0
(2)	2号認定(保育)	178	173	157
(3)	3号認定	87	85	76
小計(教育)(1)		2	2	2
小計(保育)(2)(3)		265	258	233
合計		267	260	235
うち公立施設※2		163	159	144

(参考)基本方針における試算結果 基本方針P17	推計		
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
小計(教育)(1)	32	29	24
小計(保育)(2)(3)	249	215	185
合計	281	244	209
うち公立施設※3	162	141	121
本計画との差(うち公立施設)	1	18	19

※1 教育・保育を希望する就学前児童の数（公立施設及び私立施設の合計）

※2 公立／私立施設利用者割合の過年度実績値（2025年実績：61.0%）を合計に乗じて算出

※3 公立／私立施設利用者割合の過年度実績（2016年～2020年度平均：57.7%）

③ 市北部の施設定員の基本的方向

地域の就学前児童数及び教育・保育の量の見込みについては、減少傾向が今後も進行することが予測されます。本計画策定における就学前児童数の推計値及び子ども子育て支援事業計画における見込み量により市北部の教育・保育の量の見込み量を算定した結果、2030年における公立施設の見込み量は「159人」と試算されました。

本計画における市北部における公立施設の見込み量は、今後の人口減少を念頭におきつつも保育ニーズの高まりを適切に見込んだものとなっていることから、地域の需要に十分に定める施設として『（仮称）市立北部認定こども園』の定員数を定員160人と設定することができます。

(2) 対象施設の現状

1) 北部における公立教育・保育施設の概況

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）について、2025年（令和7年）4月現在、本市は7施設を保有しており、うち5施設を運営しています。（2施設が休止中）

北部においては、御所幼稚園、秋津幼稚園、石光保育所、幸町保育所の4施設を運営しており、小林保育所については2024年（令和6年）より休所となっています。また、大正幼稚園は2015年（平成27年）より休園となっています。その他、北部には、私立の保育所1箇所（第一葛城学園）が立地しています。

北部における各施設の立地状況は、大正小学校区に保育所2施設（石光、幸町）が立地しています。その他、公立施設では御所小学校区（御所幼稚園）、秋津小学校区（秋津幼稚園）に各1施設がそれぞれ立地し、私立施設1施設（第一葛城学園、掖上小学校区に立地）を合わせて、北部各小学校区に少なくとも1施設が立地、運営される状況となっています。

現在運営を行っている公立教育・保育施設のうち、石光保育所、幸町保育所は、主な建物が昭和50年代に建築されており、築40年以上が経過するなど老朽化が進行しています。

御所幼稚園、秋津幼稚園は耐震性が確保されていますが、いずれも昭和60年代～平成初期にかけて建築されており、築年数は御所幼稚園で33年、秋津幼稚園で38年に達しています。

北部における公立教育・保育施設の概要

施設名称	種別	所在地 (小学校区)	開設年月	認可 定員 (人)	敷地面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)	主な建物※1			
							構造	建築年	築年 数※2	耐震 性※3
御所 幼稚園	幼稚園	御所	平成18年 (2006)4月 (旧御所幼稚園：平成4年)	90	5,000	1,343	鉄筋コン クリート 造平屋建	平成4年 (1992)	33	○
秋津 幼稚園	幼稚園	秋津	平成18年 (2006)4月 (旧秋津保育 所：昭和62 年)	60	1,532	673	鉄骨造 平屋建	昭和62年 (1987)	38	○
石光 保育所	保育所	大正	昭和39年 (1964)4月	90	3,763	951	鉄骨造 平屋建	昭和55年 (1980)	45	×
幸町 保育所	保育所	大正	昭和41年 (1966)4月	90	2,719	795	鉄骨造 平屋建	昭和56年 (1981)	44	×
小林 保育所	保育所	大正	昭和36年 (1961)4月	60	2,180	608	鉄骨造 平屋建	昭和54年 (1979)	46	×
大正 幼稚園	幼稚園	大正	平成9年 (1997)4月	70	2,425	793	鉄筋コン クリート 造	平成9年 (1997)	28	○

：休止中施設

2025年（令和7年）4月現在

資料：市子育て推進課調べ

※1 「園舎・管理棟」または最も規模の大きい「教室・保育室」

※2 2025年（令和7年）を基準

※3 ○：耐震性あり ×：耐震性なし

2) 現行施設の概要

① 施設の概要

ア) 御所幼稚園

所在地	〒639-2200 御所市 1-9	
設置年月	平成4年(1992年)	
敷地面積	5,000 m ²	
園庭・駐車場	園庭・外構・駐車場等 3,687.11 m ² (園庭約 1,400 m ² ※) 来園者駐車場台数 0 台 (職員用 19 台)	
建物 (園舎)	建築面積	1,532.16 m ²
	延床面積	1,343 m ²
	建築年	平成4年(1992年)
	構造、階数	鉄筋コンクリート造・平屋建
	主な諸室	保育室、リズム室、職員室、職員休憩室、図書室、会議室、応接室、調理室、廊下、昇降口、トイレ(児童・職員)、更衣室、倉庫、設備室等
	耐震性の有無	○
建物(その他)	プール、屋外倉庫	
事業概要	認可定員	90人
	対象年齢	保育：2歳児～、教育：4歳児～
	休園日	日祝日
	保育目標	未来を見据え、豊かな人間性や創造性をそなえた子どもの育成 ～瞳きらきら 心わくわく 体ぐんぐん 御所幼っこ～
	保育時間	(基本保育) 平日 8:30～16:30 土曜 8:30～12:00 (延長保育) 平日 早朝 7:30～8:30、夕方 16:30～19:00 土曜 延長保育実施なし
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域活動事業 ■ 一時預かり事業 ■ 園庭開放・育児相談

※図上計測による面積

ウ) 石光保育所

所在地	〒639-2301 御所市大字元町 275-1	
設置年月	昭和 39 年(1964 年)	
敷地面積	3,763 m ²	
園庭・駐車場	園庭・外構・駐車場等 2,776.5 m ² (園庭約 650 m ² ※) 来園者駐車場台数 10 台 (職員用 16 台)	
建物 (園舎)	建築面積	1,097.53 m ²
	延床面積	951 m ²
	建築年	昭和 55 年(1980 年)
	構造、階数	鉄骨造・平屋建
	主な諸室	乳児室・ほふく室、保育室、調乳室、沐浴室、教材庫、リズム室、保健室、職員室、図書室、応接室、調理室、廊下、エントランス、トイレ(児童・職員)、設備室等
	耐震性の有無	×
建物 (その他)	プール、屋外倉庫、駐輪場	
事業概要	認可定員	90 人
	対象年齢	0 歳児 (6 ヶ月児) ~5 歳児
	休園日	日祝日
	保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともにしなやかで、たくましく活動できる体力づくり ・人との関わりの中で、支え合い、認め合う仲間づくり ・何事にも積極的に取り組み、感性豊かに表現できる力の育成
	保育時間	(基本保育) 平日 8:30~16:30 土曜 8:30~12:00 (延長保育) 平日 早朝 7:30~8:30、夕方 16:30~19:00 土曜 延長保育実施なし
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ■地域活動事業 ■園庭開放・育児相談

※図上計測による面積

エ) 幸町保育所

所在地	〒639-2314 御所市大字幸町 43	
設置年月	昭和 41 年(1966 年)	
敷地面積	2,719 m ²	
園庭・駐車場	園庭・外構・駐車場等 1,939.635 m ² (園庭約 900 m ² ※) 来園者駐車場台数 6 台 (職員用 15 台)	
建物 (園舎)	建築面積	1,042.99 m ²
	延床面積	795 m ²
	建築年	昭和 56 年(1981 年)
	構造、階数	鉄骨造・平屋建
	主な諸室	乳児室・ほふく室、保育室、調乳室、沐浴室、教材室、リズム室、保健室、職員室、図書室、調理室、廊下、エントランス、トイレ(児童・職員)、更衣室、設備室等
	耐震性の有無	×
建物 (その他)	プール、駐輪場	
事業概要	認可定員	90 人
	対象年齢	0 歳児 (6 ヶ月児) ~5 歳児
	休園日	日祝日
	保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともにしなやかで、たくましく活動できる体力づくり ・人とのかかわりの中で支え合い、認め合う仲間づくり ・何事にも積極的に取り組み、感性豊かに表現できる力の育成
	保育時間	(基本保育) 平日 8:30~16:30 土曜 8:30~12:00 (延長保育) 平日 早朝 7:30~8:30、夕方 16:30~19:00 土曜 早朝 7:30~8:30、午後 12:00~16:00
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域活動事業 ■ 園庭開放・育児相談

※図上計測による面積

② 利用者数、職員数

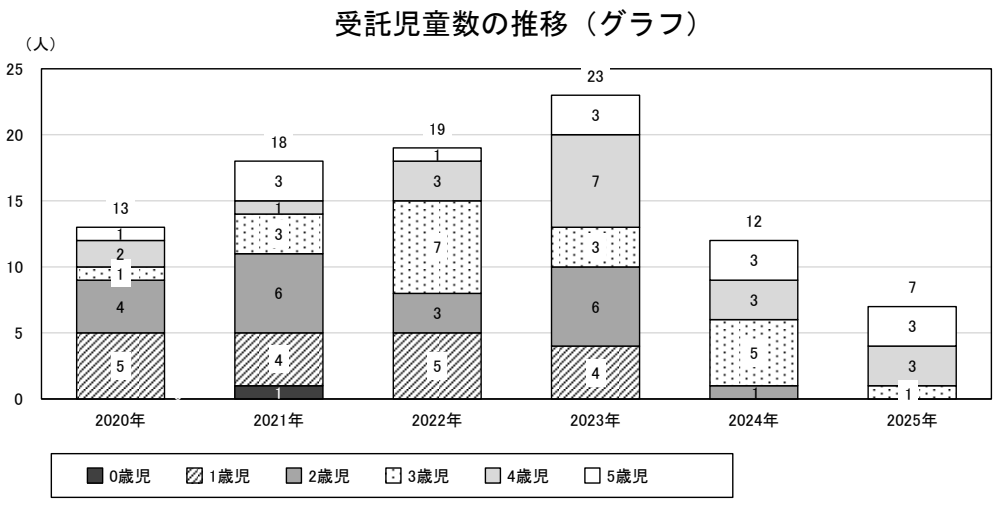
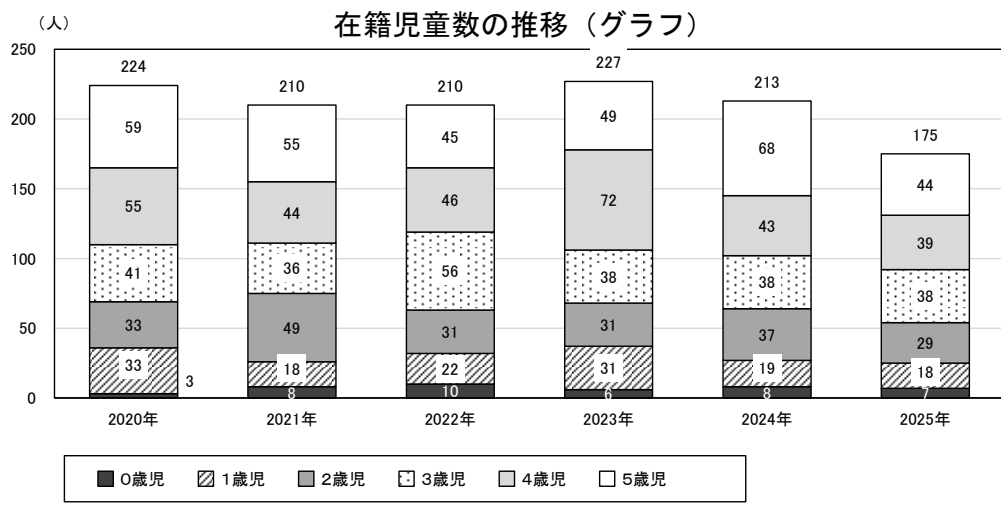
ア) 在籍児童数の推移

市北部の在籍児童数の推移は減少傾向にあります。

北部在籍児童数の推移（御所幼稚園、秋津幼稚園、石光保育所、幸町保育所、小林保育所）

区分	在籍児童数（人）						計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
2020年 (令和2年)	3	33	33	41	55	59	224
	0	5	4	1	2	1	13
2021年 (令和3年)	8	18	49	36	44	55	210
	1	4	6	3	1	3	18
2022年 (令和4年)	10	22	31	56	46	45	210
	0	5	3	7	3	1	19
2023年 (令和5年)	6	31	31	38	72	49	227
	0	4	6	3	7	3	23
2024年 (令和6年)	8	19	37	38	43	68	213
	0	0	1	5	3	3	12
2025年 (令和7年)	7	18	29	38	39	44	175
	0	0	0	1	3	3	7

※各年4月1日現在 ※下段は受託人数



クラス数の状況（御所幼稚園、秋津幼稚園、石光保育所、幸町保育所）

区分	クラス数						計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
2025年 (令和7年) クラス編成	3	3	4	2	2	4	20
御所幼稚園			1	1	1	1	4
秋津幼稚園	1	1	1	1(合同クラス)		1	5
石光保育所	1	1	1	1	1	1	6
幸町保育所	1	1	1	1(合同クラス)		1	5

【参考】在籍児童数の推移（御所幼稚園）

区分	在籍児童数（人）						計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
2020年 (令和2年)			14	9	23	27	73
			0	0	0	0	0
2021年 (令和3年)			12	17	15	23	67
			0	0	0	0	0
2022年 (令和4年)			6	13	25	16	60
			0	0	1	0	1
2023年 (令和5年)			4	12	24	27	67
			0	0	0	0	0
2024年 (令和6年)			7	8	16	24	55
			0	1	0	0	1
2025年 (令和7年)			11	11	12	17	51
			0	0	0	0	0

※各年4月1日現在 ※下段は受託人数

【参考】在籍児童数の推移（秋津幼稚園）

区分	在籍児童数（人）						計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
2020年 (令和2年)	0	1	0	7	5	9	22
	0	0	0	0	0	1	1
2021年 (令和3年)	0	4	1	0	7	5	17
	0	1	0	0	0	0	1
2022年 (令和4年)	3	5	4	6	1	8	27
	0	0	0	0	0	0	0
2023年 (令和5年)	0	5	4	6	8	1	24
	0	0	0	0	0	0	0
2024年 (令和6年)	1	2	4	5	6	6	24
	0	0	0	0	0	0	0
2025年 (令和7年)	2	2	2	4	5	6	21
	0	0	0	0	0	0	0

※各年4月1日現在 ※下段は受託人数

【参考】在籍児童数の推移（石光保育所）

区分	在籍児童数（人）						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2020年 (令和2年)	2	19	12	19	13	10	75
	0	2	1	1	1	0	5
2021年 (令和3年)	6	9	21	16	16	14	82
	0	1	2	2	1	1	7
2022年 (令和4年)	6	12	12	23	16	15	84
	0	3	1	4	2	1	11
2023年 (令和5年)	3	15	15	12	27	17	89
	0	1	4	2	4	3	14
2024年 (令和6年)	5	10	17	16	12	26	86
	0	0	1	4	2	2	9
2025年 (令和7年)	4	11	9	17	14	12	67
	0	0	0	1	3	2	6

※各年4月1日現在 ※下段は受託人数

【参考】在籍児童数の推移（幸町保育所）

区分	在籍児童数（人）						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2020年 (令和2年)	1	8	7	3	12	12	43
	0	3	3	0	1	0	7
2021年 (令和3年)	2	5	11	3	3	11	35
	1	2	4	1	0	2	10
2022年 (令和4年)	1	4	6	10	3	3	27
	0	2	1	3	0	0	6
2023年 (令和5年)	3	7	6	6	8	3	33
	0	1	1	1	2	0	5
2024年 (令和6年)	2	7	9	9	9	12	48
	0	0	0	0	1	1	2
2025年 (令和7年)	1	5	7	6	8	9	36
	0	0	0	0	0	1	1

※各年4月1日現在 ※下段は受託人数

【参考】在籍児童数の推移（小林保育所）

区分	在籍児童数（人）						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2020年 (令和2年)	0	5	0	3	2	1	11
	0	0	0	0	0	0	0
2021年 (令和3年)	0	0	4	0	3	2	9
	0	0	0	0	0	0	0
2022年 (令和4年)	0	1	3	4	1	3	12
	0	0	1	0	0	0	1
2023年 (令和5年)	0	4	2	2	5	1	14
	0	2	1	0	1	0	4
2024年 (令和6年)							
2025年 (令和7年)							

※各年4月1日現在

※下段は受託人数

イ) 職員数の状況

a. 御所幼稚園

所長	1名
主任	2名
家庭支援推進	1名
保育士	7名

調理員	2名
特別支援保育士	2名
延長保育士(午前)	1名
延長保育士(午後)	1名

計 17 名

※2025年(令和7年)年現在

b. 秋津幼稚園

所長	1名
主任	1名
家庭支援推進	主任兼務
保育士	5名

調理員	1名
特別支援保育士	1名
延長保育士(午前)	0名
延長保育士(午後)	0名
看護師	1名

計 10 名

※2025年(令和7年)年現在

c. 石光保育所

所長	1名
主任	1名
家庭支援推進	1名
保育士	11名

調理員	3名
特別支援保育士	2名
延長保育士(午前)	2名
延長保育士(午後)	2名
看護師	1名

計 24 名

※2025年(令和7年)年現在

d. 幸町保育所

所長	1名
主任	1名
家庭支援推進	主任兼務
保育士	6名

調理員	2名
特別支援保育士	3名
延長保育士(午前)	1名
延長保育士(午後)	1名
看護師	1名
土曜保育士(午後)	1名
土曜調理員	1名

計 18 名

※2025年(令和7年)年現在

③ 通所の状況

施設名称	内容
御所幼稚園	・2025年(令和7年)現在、在籍児童の約9割が自家用車を利用しており、徒歩・自転車での登園は1割となっています。送迎バスの運行なし。 ・在籍児童の約10割が自家用車を利用しています。送迎バスの運行なし。
秋津幼稚園	
石光保育所	
幸町保育所	

④ 周辺状況

施設名称	内容
御所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣には、市役所・アザレアホール（市文化ホール）・葛城公園が立地しています。市文化ホール来庁者用駐車場があり車での送迎等が可能です。 ・浸水想定区域に立地し、災害時の安全面に対する警戒と備えが必要です。
秋津幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・御所南インターが近く、秋津小学校に隣接して所在しています。 ・工場等が近くにあり、園の前の道路は大型車両も通行します。
石光保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅街のなかに所在し、近隣には御所市立中央公民館が立地しています。
幸町保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅街のなかに所在しています。

⑤ 施設の現況等

ア) 改修等の状況

施設名称	内容
御所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・1992年（平成4年）の開設以降、建物の大規模改修等はこれまで実施されていません。（改修歴なし）
秋津幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の大規模改修等はこれまで実施されていません。（改修歴なし）
石光保育所	
幸町保育所	

イ) 建物（園舎）の定期点検状況

施設名称	内容
御所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年（令和6年）11月22日に実施した定期点検（建築基準法第12条にかかる特殊建築物・建築設備定期点検調査報告）においては、建築物、設備等に関して喫緊に改修が必要な個所はないと認められたものの、建物屋外・屋内ともに全般的な経年劣化が認められます。
秋津幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度特殊建築物・建築設備定期点検において、建築物、設備等に関して喫緊に改修が必要な個所はないと認められたものの、建物屋外・屋内ともに全般的な経年劣化が認められます。
石光保育所	
幸町保育所	

ウ) 現地の状況

a. 御所幼稚園

(2025年(令和5年)9月の状況把握調査より)

御所幼稚園の現状を把握するため、建築・設備の目視による状況把握調査を実施しました。以下、調査結果概要を記します。

項目	内容
建築劣化状況	<ul style="list-style-type: none">・御所幼稚園は開園後約30年を経過しており、全体的に経年劣化程度であるものの、以下の劣化が顕著に認められました。・屋根防水の傷みが見受けられ塔に上がる階段壁に漏水の痕跡が見受けられました。・屋上の防水押えコンクリートの浮きが見受けられ遊戯室屋上では草が押えコンクリートを押し上げていました。・低層部のドレインが葉っぱにより塞がれており、お話コーナー天井裏で漏水の痕跡が見受けられました。・全体に外壁の汚れや塗装の劣化が目立っていたので洗浄及び塗装(コーティング)の必要があると思われます。・地盤の沈下は何ヶ所かで見受けられました。(遊戯室前、西側門扉廻り他)
機械設備劣化状況	<ul style="list-style-type: none">・機械設備は約30年使用され、全体的に経年程度の劣化が見られました。
電気設備劣化状況	<ul style="list-style-type: none">・全体的に経年劣化が見られ、交換推奨時期を超過しています。・屋外の設備については経年劣化による発錆が見られ、砂埃等による汚損が見られました。・屋内設備については経年劣化による汚れ、発錆が見られました。
課題点等	<ul style="list-style-type: none">・防水の耐用年数が過ぎていると思われ、防水押えコンクリートの浮きやドレインの詰まり防水の劣化が原因と思われる漏水も発生しているので防水改修が必要と思われます。・漏水跡が数か所見受けられました。防水改修とともに漏水箇所の補修を行う必要があると思われます。・外壁のシールの硬化が見受けられるのでシーリング改修が必要と思われます。・機械設備に関しては、空調機器など随時更新されている機器もあり、現時点で、使用上の重大な汚損・破損は確認できなかったものの、今後の継続した使用のためには更新・修繕等の対応が必要になると考えられます。

(参考：御所幼稚園の定期点検調査報告より)

項目	内容
全般、屋外	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上漏水、外壁クラック(ひび割れ)が見られます。また、床、建具、水回り等が経年劣化しています。 <p>(外壁全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁全般にわたり、外壁吹付材劣化、外壁塗装劣化による痛みが目立ちます。 <p>(内装全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部仕上げ材の全般にわたり塗装等の劣化等の痛みが目立ちます。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外倉庫棟において、外壁吹付材塗装部劣化が見られます。 ・南側道路境界線の側溝において排水不良となっています。 ・北西正面入り口門扉について、ブロック塀に隙間が見られ、樋に雨漏り痕が見られます。 ・北西塀において、塀吹付材の劣化、浮きが見られます。 ・北西の屋外に設置されている分電盤について、錆、塗装劣化が見られます。
屋内	<p>(登・降所口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登所、降所口の一部、鉄骨塗装劣化、錆が見られます。また、雨漏り痕が見られます。 <p>(職員室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員室の小会議室の軒天において、金属露出、モルタル浮き、ひび割れが見られます。 <p>(会議室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室の軒天において、吹付材の浮きが見られます。 <p>(調理室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパン庫、油庫それぞれ出入口について、土間割れによる不陸が見られます。 ・また、油庫出入口に設置している消防看板等について、塗装劣化、錆が見られます。 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童用男子・女子トイレともに、換気扇の目詰まりが見られます。 <p>(遊戯室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物置の壁紙めくれ、非常用照明点灯(蛍光灯)不良等の劣化が見られます。 <p>(保育室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室4室において、非常用照明点灯(蛍光灯)が不良となっています。 <p>(ピロティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピロティの柱において、水平ひび割れの劣化が見られます。 <p>(物干場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物干場において、鉄骨塗装劣化、錆が見られます。また、樋つまりによる排水不良となっています。

b. 秋津幼稚園（定期点検調査報告より）

項目	内容
全般、屋外	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根材の劣化が見られ、保育室など諸室の一部では天井の劣化等による雨漏り痕が見られます。 <p>(外壁全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関及びホール入口の外壁について、金属パネルに錆が見られ、幕板塗装に劣化が見られます。 <p>(内装全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室では、天井塗装の劣化や剥離が見られ、雨漏り痕が目立ちます。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の倉庫について、基礎の施工が建築基準法適用外構造となっています。 ・開放廊下の一部について、タイル割れが見られ、鉄骨塗装劣化による錆が発生しています。 <p>(屋根)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物屋根について、屋根材劣化、水切り鋼板の塗装劣化が見られます。
屋内	<p>(給食室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室について、換気扇の換気能力が不足しています。 <p>(乳児室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室の沐浴室では、壁面タイルの浮きが見られます。 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2か所あるトイレともに、換気扇の換気能力が不足し、壁面タイルの浮きが見られます。また、トレイブースの劣化破損、天井塗装の劣化剥離が見られます。 <p>(遊戯室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室の鉄骨の一部について、錆及び腐食が見られます。 <p>(保育室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室の3室において、天井塗装の劣化や剥離が見られ、雨漏り痕が目立ちます。また、一部保育室では天井ボードの剥がれが見られます。

c. 石光保育所（定期点検調査報告より）

項目	内容
全般、屋外	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根に全体的な劣化が見られ、開放廊下などの屋外では、天井はがれや漏水、樋の劣化が目立ちます。保育室や遊戯室など屋内諸室の一部でも漏水の可能性あります。 <p>(外壁全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALC(軽量気泡コンクリート)外壁の一部について、劣化及び破損が見られます。 ・建物北側では、幕板の劣化が見られます。 <p>(内装全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室の一部及び遊戯室において、天井の劣化等による漏水の可能性あります。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐輪場について、鉄骨に錆が見られます。 ・砂場に設置されている藤棚鉄骨が劣化しており錆が見られます。 ・屋外倉庫について、壁面一部にクラック(ひび割れ)が見られます。また、スチールドアに錆が見られます。 ・ポーチ及び玄関入口において、軒裏の破損が見られます。 ・南棟開放廊下について、全体的に鉄骨の錆が見られ、軒裏の漏水が見られます。 ・南棟手洗い場について、樋の破損が見られます。 ・南棟手洗い場横に設置されている電気配管BOXについて、錆、塗装劣化が見られます。 ・ホールの一部において、軒裏の漏水が見られます。 ・北棟開放廊下について、樋の破損が見られます。また、廊下西側では地盤沈下による破損が見られます。 ・換気フードが破損している諸室があります。 <p>(屋根)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物屋根について、全体的に劣化が見られます。
屋内	<p>(厨房)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房について、壁面一部にクラック(ひび割れ)が見られます。 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北棟トイレについて、トレイブースの劣化破損が見られます。 <p>(遊戯室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室の天井一部にクロスめくれがあり漏水の可能性あります。また、排煙窓について動作不良となっています。 <p>(保育室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北棟0才児ほふく室において、天井一部にクロスめくれがあり漏水の可能性あります。また、南棟3才児室において、排煙窓が動作不良となっています。 <p>(倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南棟屋内倉庫において、排煙窓が動作不良となっています。

d. 幸町保育所（定期点検調査報告より）

項目	内容
全般、屋外	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根に全体的な劣化が見られ、諸室の一部で天井漏水が見られます。建物屋外の土間にはコンクリートのクラック(ひび割れ)が見られます。 <p>(内装全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部諸室について、天井漏水や破損が見られます。また、保育室では排煙窓が動作不良等となっています。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐輪場について、鉄骨に錆が見られます。 ・屋外設置ボンベ庫について劣化しており錆が見られます。 ・屋外の土間の一部について、コンクリートのクラック(ひび割れ)が見られます。 ・開放廊下の一部について、屋根破風板が破損している箇所があり、フードの劣化・錆が見られます。 ・プール外構部の一部について、鉄骨塗装の劣化・錆が見られます。 ・換気フードが破損している諸室があります。 <p>(屋根)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物屋根について、全体的に劣化が見られます。
屋内	<p>(会議室、屋内倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室及び屋内倉庫において、天井塗装の劣化や剥離・破損が見られます。 <p>(調理室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室について、壁面一部にクラック(ひび割れ)が見られます。 <p>(遊戯室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室の天井一部に漏水が見られます。また、排煙窓について動作不良となっています。 <p>(保育室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室5室において、排煙窓について動作不良となっており、4才児保育室では操作不可状態となっています。また、4才児保育室では天井一部に漏水が見られます。 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・2才児保育室隣接トイレにおいて、トレイブースの劣化破損が見られます。

(3) 対象施設の現状を踏まえた課題の整理

1) 教育・保育の見込み量からみた課題

市北部における現行施設の在籍児童数は、約 210 人前後で推移していましたが、2025 年（令和 7 年）実績値は 200 人を下回っています。市北部の就学前児童数は長期的には減少が予測されるものの、施設の需要（在籍児童数）は、保育ニーズの高まり等により新たな施設の想定定員（160 人）程度で推移する状況が続くと見込まれます。そのため、就学前児童数及び教育・保育の量の見込みを踏まえ、北部及び市全体の多様な保育需要に十分に定める施設として定員等を設定することが求められています。

2) 敷地・建物等の状態からみた課題

現行の 4 施設は、設置から概ね 30～45 年が経過し、建物の老朽化、経年劣化が進行しています。定期点検及び現地調査では、現時点で著しく劣化した部分や喫緊の改修が必要な箇所は見受けられませんが、塗装等の劣化や雨漏りなどが随所にみられ、対策が求められます。

整備候補地の一つである御所幼稚園の敷地は、浸水想定区域に立地しており浸水に対する備えを考慮する必要があります。

また、敷地は、御所駅及び近鉄御所駅近くの商店街及び市役所に通じる道路に面しており、交差点側に駐車スペースが設けられているため、登園・降園時など駐車場の利用者が多い時間帯に交通の妨げとなる可能性があり、保育所への送迎用駐車場を確保する場合には安全面への配慮が求められます。

御所幼稚園の建物は、開園後約 30 年を経過し、全体的に経年劣化程度であるものの、漏水の痕跡が認められるなど防水の耐用年数が過ぎていると思われ、今後長く使用するためには防水改修の他、外壁の汚れや塗装の劣化に対する改修工事が必要です。また、設備機器については、随時更新されている機器もあるものの、交換推奨時期を超過しているものもあり、継続した使用のためには、更新・修繕を行うことが必要です。今後の改修・更新の際には、LED 照明への変更や省エネルギーの機器への更新など、環境や省エネルギーへの配慮が望まれます。

3) 機能面からみた課題

北部認定こども園は、市全体の教育・保育サービスの中核をなすセンターとしての役割など、多岐にわたる機能の発揮が期待されますが、現行の4施設では地域子育て支援や療育支援等の機能が備わっていません。今後、子育て支援等に係る各種機能に対応していくための施設整備（機能の追加）を検討する必要があります。

整備候補地の一つである御所幼稚園は、現在使用されていない室や倉庫代わりに使用している子ども用スペースが存在しているものの、現状の施設をそのまま活用するには、スペースや使い勝手の点で課題があります。今後新たな機能を付加するためには、認定こども園として将来需要を見据え、必要諸室・設備を整理することが重要です。そのうえで、子どもにとって安全で健やかに過ごせる環境を提供するため、使い勝手や動線を含めた見直しと再構築を進める必要があります。

トイレや洗面など基本的な生活機能については、老朽化や十分な明るさが確保されていない箇所が見受けられるため、快適な環境づくりが求められます。子どもの発達段階に応じた使いやすさや子どもが利用したくなるような明るく親しみやすい雰囲気づくりなど、生活環境の向上が必要です。

一方、施設の職員にとって、働きやすい環境や設備（休憩室、男性トイレ及び更衣室・シャワー室等）が十分に整っておらず、改善が望まれます。さらに、子どもの安全で健やかな生活を確保するためには、職員の見守りが容易にできるよう、保育室へのアクセスの良さや、職員室から保育室の様子が見えるような配慮も必要です。





4. 整備候補地の検証

(1) 整備候補地の検証

1) 整備候補地及び評価方法

本施設の整備場所候補地を4地点計上し、第三者目線で評価結果の検証を実施しました。
整備候補地は以下の4か所となります。

4つの整備候補地概要

候補地① 御所幼児園敷地		候補地② 大正小学校跡地	
住所	御所 1-9	住所	櫛羅 2198-1
面積	5,000 m ²	面積	18,161 m ²
			
候補地③ 大正中学校跡地		候補地④ 大正地区用地購入	
住所	三室 206-1	住所	櫛羅 162-1 外6筆 (所有者6名)
面積	17,280 m ²	面積	6,203 m ² (公簿)
			

下記の評価項目・評価内容を設定し、整備候補地を比較評価しました。評価は各評価項目で優れているものから順に「◎」「○」「△」（◎：5点、○：3点、△：1点）として評価し、評価点を合計したうえで各候補地を比較しました。

整備候補地比較表 評価の内容

評価項目		評価内容
A	教育・保育環境	<p>小学校との連携</p> <p>新しい学校及び学童保育施設との距離による評価 ◎：新しい学校及び学童保育施設と近接しており徒歩移動が可能で、学校との連携や送迎における利便性が高い ○：新しい学校及び学童保育施設と一定以上の距離があり、徒歩移動は困難</p> <p>周辺環境</p> <p>候補地周辺の公園や文教施設の立地環境による評価 ◎：周囲に公園やみどり、自然が多く、見晴らしや日照条件が良いうえ、連携が期待できる文教施設も近接している ○：周囲に公園やみどり、自然が多く、見晴らしや日照条件が良い △：住宅地や工場などで周囲にみどりが少なく、見晴らしや日照条件が悪い</p>
	通園利便性	<p>通園距離</p> <p>未就学児（0～4歳）人口重心からの距離により、通園（送迎）の負担を評価 ◎：未就学児（0～4歳）人口重心からの距離が相対的に近い ○：未就学児（0～4歳）人口重心からの距離が相対的に遠い</p> <p>通園経路の利便性</p> <p>国道24号線及び京奈和自動車道へのアクセス性より、他市への通勤途中における送迎利便性を評価 ◎：通勤時の送迎における利便性が相対的に高い ○：通勤時の送迎における利便性が標準的 △：通勤時の送迎における利便性が相対的に低い ※御所市の通勤者における域外流出者数は、橿原市、葛城市、大阪市、大和高田市、五條市の順に多い（総務省「2020年度国勢調査」より）</p> <p>渋滞リスク</p> <p>候補地に接道する周辺道路の自動車交通量、車線の状況等の周辺環境から送迎による渋滞リスクを評価 ◎：渋滞リスクが小さい ○：渋滞リスクがある △：渋滞リスクが大きい</p>
C	まちづくり	<p>将来のまちづくりの整合性</p> <p>土地利用方針（法規制、都市計画マスタープラン）より、将来のまちづくりとの整合性を評価 ◎：市街化区域 △：市街化調整区域</p> <p>周辺への影響</p> <p>こども園の立地による周辺に与える影響（騒音等）について評価 ◎：既存の幼児園・学校等敷地を活用する場合で、周辺トラブルがない ○：新規に用地取得する場合で、住宅地が近接していない △：新規に用地取得する場合で、住宅地が近接している</p>
	災害リスク	<p>洪水災害</p> <p>総合防災MAPの浸水想定区域による評価（現地・周辺評価の平均値採用） ◎：浸水想定区域外 ○：0.5m未満 △：0.5m以上</p> <p>地震災害</p> <p>総合防災MAPのゆれやすさマップ（想定地震を重ね合わせた最大震度）による評価 ◎：震度5強 ○：震度6弱 △：震度6強</p> <p>土砂災害</p> <p>奈良県土砂災害警戒区域等マップによる評価 ◎：区域外 ○：付近に土砂災害警戒区域がある △：土砂災害警戒区域内</p> <p>避難所へのアクセス</p> <p>避難所との距離により、災害等発生時の避難のしやすさを評価 ◎：避難所と近接しており徒歩移動が可能で、徒歩での避難が容易 ○：避難所と多少の距離があり、徒歩での避難がやや困難 △：避難所と一定以上の距離があり、徒歩での避難が困難</p>
E	事業性	<p>敷地規模</p> <p>確保可能な敷地面積による評価 ◎：確保可能な面積が比較的大きい △：確保可能な面積が比較的小さい</p> <p>事業費用</p> <p>用地取得や造成にかかる費用による評価 ◎：用地取得や大規模な造成等が発生せず、事業費用が比較的安価に抑えられる ○：用地取得や造成等が一部発生する △：用地取得や大規模な造成等が発生し、事業費用が比較的高額になる可能性が高い</p> <p>事業スケジュール</p> <p>想定される事業スケジュールによる評価 ◎：想定開園時期が比較的早い ○：想定開園時期が標準的 △：想定開園時期が比較的遅い</p> <p>供給処理施設</p> <p>供給処理施設（上下水道・ガス・電気）の整備状況による評価 ◎：整備済 ○：追加整備が必要 △：追加整備が不可能</p> <p>埋蔵文化財</p> <p>埋蔵文化財包蔵地との位置関係による評価 ◎：周知の埋蔵文化財包蔵地外 △：周知の埋蔵文化財包蔵地内</p> <p>その他事業リスク</p> <p>事業推進上のリスク（不確実性）による評価 ◎：市所有の用地であり、事業推進上のリスクが相対的に少ない △：民有地を活用するため、合意形成等におけるリスクが相対的に大きい</p>

2) 評価結果

整備候補地である4地点の評価結果によると、候補地①御所幼稚園敷地について評価点71点と最も評価が高い結果となりました。(御所幼稚園敷地(71点)、大正小学校跡地(57点)、大正中学校跡地(57点)、大正地区用地購入(43点))

上記結果に基づき、候補地①御所幼稚園敷地で整備を行うものとしします。なお、敷地については、現行の規模、形状を踏襲するものとししますが、今後の整備にかかる計画・設計時において、敷地の活用方法を検討することとしします。

候補地① 御所幼稚園敷地

評価項目		評価	点数	評価内容	
A	教育・保育環境	小学校との連携	◎	5	新しい学校及び学童保育施設と近接しており徒歩移動が可能で、学校との連携や送迎における利便性が高い
		周辺環境	◎	5	周囲に住宅が多いが、葛城公園に隣接しており、葛城川や遊歩道と近接しているなど、みどりの多い周辺環境である また文教施設(アザレアホール)とも隣接している
B	通園利便性	通園距離	◎	5	2020年度国勢調査結果より、未就学児(0~4歳)人口重心からの距離が相対的に近い
		通園経路の利便性	◎	5	国道24号線と京奈和自動車道の間位置しており、両方の道路へのアクセス性に優れ、通勤時の送迎における利便性が相対的に高い
		渋滞リスク	○	3	接道する道路は片側1車線の道路となっており、乗用車同士の対面通行が十分に可能 平日午前7時~8時の時間帯に渋滞の傾向はない ただし新しい学校の整備により、今後渋滞リスクが相対的に高まるリスクが存在する
C	まちづくり	将来のまちづくりの整合性	◎	5	市街化区域(第一種住居地域)
		周辺への影響	◎	5	既存の幼稚園・学校等敷地を活用する場合で、周辺トラブルがない
D	災害リスク	洪水災害	△	1	浸水想定区域(0.5~3.0m未満)
		地震災害	△	1	震度6強
		土砂災害	◎	5	区域外
		避難所へのアクセス	◎	5	指定避難所施設である現御所小学校(新しい学校整備地)まで400mと近接しており、徒歩での避難が比較的容易
E	事業性	敷地規模	△	1	確保可能な面積が比較的小さい
		事業費用	◎	5	用地取得や大規模な造成等が発生せず、事業費用が比較的安価に抑えられる
		事業スケジュール	◎	5	用地取得等の阻害要因がなく、園庭に仮園舎の建築が可能
		供給処理施設	◎	5	上下水道及び電気について整備済みとなっており、追加整備の必要がない
		埋蔵文化財	◎	5	周知の埋蔵文化財包蔵地外
		その他事業リスク	◎	5	市所有の用地であり、事業推進上のリスクが相対的に少ない
合計点数		◎	65	71点	
		○	3		
		△	3		

候補地② 大正小学校跡地

評価項目		評価	点数	評価内容	
A	教育・保育環境	小学校との連携	○	3	新しい学校及び学童保育施設と一定以上の距離があり、徒歩移動は困難
		周辺環境	○	3	周囲に公園は近接していないが、みどりの多い周辺環境である
B	通園利便性	通園距離	○	3	2020年度国勢調査結果より、未就学児（0～4歳）人口重心からの距離が相対的に遠い
		通園経路の利便性	○	3	国道24号線の西側に位置しており、京奈和自動車道へのアクセスが相対的に悪く、通勤時の送迎における利便性は候補地の中で標準的である
		渋滞リスク	○	3	接道する道路は片側1車線の道路となっており、乗用車同士の対面通行は可能だが道路幅員が相対的に狭い 平日午前7時～8時の時間帯に渋滞の傾向はない
C	まちづくり	将来のまちづくりの整合性	△	1	市街化調整区域
		周辺への影響	◎	5	既存の幼児園・学校等敷地を活用する場合で、周辺トラブルがない
D	災害リスク	洪水災害	◎	5	浸水想定区域外
		地震災害	△	1	震度6強
		土砂災害	◎	5	区域外
		避難所へのアクセス	○	3	指定避難所施設である防災交流館まで850mと多少の距離があり、徒歩での避難がやや困難
E	事業性	敷地規模	◎	5	確保可能な面積が比較的大きい
		事業費用	◎	5	用地取得や大規模な造成等が発生せず、事業費用が比較的安価に抑えられる
		事業スケジュール	△	1	新しい学校の目標開校年度である令和13年度以降の既存校舎解体が完了するまで工事着手困難
		供給処理施設	△	1	電気及び上水道については整備済みだが、下水道については認可区域外となっており、整備が不可能
		埋蔵文化財	◎	5	周知の埋蔵文化財包蔵地外
		その他事業リスク	◎	5	市所有の用地であり、事業推進上のリスクが相対的に少ない
合計点数		◎	35	57点	
		○	18		
		△	4		

候補地③ 大正中学校跡地

評価項目		評価	点数	評価内容	
A	教育・保育環境	小学校との連携	○	3	新しい学校及び学童保育施設と一定以上の距離があり、徒歩移動は困難
		周辺環境	○	3	周囲に公園は近接していないが、みどりの多い周辺環境である
B	通園利便性	通園距離	○	3	2020年度国勢調査結果より、未就学児（0～4歳）人口重心からの距離が相対的に遠い
		通園経路の利便性	○	3	国道24号線の西側に位置しており、京奈和自動車道へのアクセスが相対的に悪く、通勤時の送迎における利便性は候補地の中で標準的である
		渋滞リスク	△	1	接道する道路は片側1車線の道路となっているが道路幅員が相対的に狭く、乗用車同士の対面通行が困難で、大型車両の侵入も困難である 平日午前7時～8時の時間帯に渋滞の傾向はない
C	まちづくり	将来のまちづくりの整合性	◎	5	市街化区域（第一種住居地域）
		周辺への影響	◎	5	既存の幼児園・学校等敷地を活用する場合で、周辺トラブルがない
D	災害リスク	洪水災害	△	1	浸水想定区域（0.5m未満） ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が隣接
		地震災害	△	1	震度6強
		土砂災害	◎	5	区域外
		避難所へのアクセス	○	3	指定避難所施設である防災交流館まで650mと近接しており、徒歩での避難が比較的容易
E	事業性	敷地規模	◎	5	確保可能な面積が比較的大きい
		事業費用	◎	5	用地取得や大規模な造成等が発生せず、事業費用が比較的安価に抑えられる
		事業スケジュール	△	1	新しい学校の目標開校年度である令和13年度以降の既存校舎解体が完了するまで工事着手困難
		供給処理施設	○	3	電気及び上水道については整備済みだが、下水道については整備が必要（認可区域内・計画未定）
		埋蔵文化財	◎	5	周知の埋蔵文化財包蔵地外
		その他事業リスク	◎	5	市所有の用地であり、事業推進上のリスクが相対的に少ない
合計点数		◎	35	57点	
		○	18		
		△	4		

候補地④ 大正地区用地購入

評価項目		評価	点数	評価内容	
A	教育・保育環境	小学校との連携	○	3	新しい学校及び学童保育施設と一定以上の距離があり、徒歩移動は困難
		周辺環境	○	3	周囲に公園は近接していないが、みどりの多い周辺環境である
B	通園利便性	通園距離	○	3	2020年度国勢調査結果より、未就学児（0～4歳）人口重心からの距離が相対的に遠い
		通園経路の利便性	○	3	国道24号線の西側に位置しており、京奈和自動車道へのアクセスが相対的に悪く、通勤時の送迎における利便性は候補地の中で標準的である
		渋滞リスク	◎	5	接道する県道213号線は片側1車線の道路となっており、乗用車同士の対面通行が十分に可能 平日午前7時～8時の時間帯に渋滞の傾向はない
C	まちづくり	将来のまちづくりの整合性	△	1	市街化調整区域
		周辺への影響	○	3	新規に用地取得する場合で、住宅地が近接していない
D	災害リスク	洪水災害	△	1	浸水想定区域外 ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が隣接
		地震災害	△	1	震度6強
		土砂災害	◎	5	区域外
		避難所へのアクセス	○	3	指定避難所施設である文化交流センターまで1,100mと多少の距離があり、徒歩での避難がやや困難
E	事業性	敷地規模	△	1	確保可能な面積が比較的小さい
		事業費用	△	1	用地取得や大規模な造成等が発生し、事業費用が比較的高額になる可能性が高い
		事業スケジュール	○	3	用地取得に伴う交渉等が発生するため工事着手が遅れる恐れがある
		供給処理施設	△	1	電気及び上水道については整備済みだが、下水道については認可区域外となっており、整備が不可能
		埋蔵文化財	◎	5	周知の埋蔵文化財包蔵地外
		その他事業リスク	△	1	民有地を活用するため、複数名の所有者の同意が必要になるなど、事業推進上のリスクが相対的に大きい
合計点数		◎	15	43点	
		○	21		
		△	7		

5. 整備方針の検討

(1) 対象施設統合後における定員数等の設定

1) 施設規模、職員体制の考え方

① 集団の規模についての基本的考え方

認定こども園の施設規模及び職員体制について、現行の施設職員配置基準及び国、県の認定要件を基本としつつ、就学前児童の教育・保育の充実に向けて、より手厚い職員の配置を図ることとします。また加えて、子育て支援に必要な専門性を有する人員の配置など、サービスを提供するための職員の充足等を図ります。

集団の規模についての基本的考え方

項目		基準	出典等
1クラスあたり	3歳児以上	教育及び保育の共通利用時間 20～25人程度 ・上限：35人 ^{※1} ・下限：概ね15人 ^{※2}	※1「奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例」の認定要件 ※2「御所市保育行政基本構想」における設定の考え方
	3歳児未満	規模は定めず、在籍児童に応じた職員の適正配置を図り、子どもの生活や経験、発達過程などに応じた教育・保育の質の確保を図る。	「御所市保育行政基本構想」における設定の考え方
施設の利用定員		概ね30人以上	「御所市保育行政基本構想」における設定の考え方 (参考)「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」利用定員20人以上

(参考) 現行の御所市保育所職員配置基準

項目	御所市 保育所職員配置基準	(参考)奈良県条例による基準	
		保育所 ^{※1}	認定こども園 ^{※2}
0歳児	児童3人につき1人以上	児童3人につき1人以上	児童3人につき1人以上
1歳児	児童5人につき1人以上	児童6人につき1人以上	児童6人につき1人以上
2歳児	児童6人につき1人以上		
3歳児	児童15人につき1人以上	児童15人につき1人以上	児童15人につき1人以上
4歳児以上	児童25人につき1人以上	児童25人につき1人以上	児童25人につき1人以上

※1 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

※2 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例及び奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

② 保育士等の配置数の試算

教育・保育の量の見込み量に基づき在籍児童数（推計）に対して必要な保育士等の配置数の試算を行ったところ、2035年（令和17年）には約22人と推計されます。（受託人数想定を加算した推計となります。）

公立教育・保育施設の在籍児童数（推計）に対して必要な保育士等の配置数の試算

市北部

単位：人

区分		2025年 (実績に 基づく推 計)	2030年 (推計)	2035年 (推計)	受託人数 想定※2	御所市保育所 配置基準
教育・保育の量の見込み (うち公立施設)		163	159	144	15	
年齢別 ※1	0歳児	16	17	16	1	児童3人につき1人以上
	1歳児	18	17	18	3	児童5人につき1人以上
	2歳児	19	19	19	3	児童6人につき1人以上
	3歳児	28	34	28	3	児童15人につき1人以上
	4歳児	34	36	34	3	児童25人につき1人以上
	5歳児	29	35	29	2	
保育士等の配置数 (下限値)※3		22	22	22	-	

※ 試算は、市北部のみ個別に行っている

※1 量の見込みを各年の年齢別就学前児童数（推計）で割り戻して算出端数処理の関係から、合計値と各年齢の人数の合計が一致しない場合がある

※2 公立保育施設における受託人数の過年度実績値（2020-2025年度平均）に基づき設定

※3 各年の年齢別量の見込みに受託人数想定を合算した利用人数（推計）を御所市保育所職員配置基準に基づき割り戻して算出

2) 施設定員及びクラス編成

① 施設定員

施設定員は、市北部における教育・保育の見込み量を踏まえ 160 人と設定します。

学年別定員について、地域内の就学前児童数の年齢別実績値及び量の見込みを踏まえ下図のように設定します。

年齢別定員の設定

単位：人

区分	教育・保育定員数 (設定)
0 歳児	10
1 歳児	20
2 歳児	25
3 歳児	35
4 歳児	35
5 歳児	35
合計	160

② クラス編成

クラス編成及び職員体制は、基本方針において示す「3 歳児以上 1 学年 1 クラスあたり 20～25 人程度（上限 35 人、下限概ね 15 人）」の基準に従い設定します。

なお、3 歳児未満については、子ども一人一人の生活や経験、発達過程などに応じた適切な援助や環境構成ができるよう配慮を図ります。

クラス編成の設定

単位：人、クラス数

区分	年齢別定員	クラス数 (必要室数)	クラス単位定員
0 歳児	10	2	5
1 歳児	20	2	10
2 歳児	25	2	12 (13)
3 歳児	35	2	15 (20)
4 歳児	35	2	17 (18)
5 歳児	35	2	17 (18)
合計	160	12	-

③ 職員体制

職員体制は、現行の本市保育所の職員配置基準を当てはめると、クラスを担当する保育教諭数は計20名となります。日々の子どもの活動を十分にサポートすべく、より手厚く職員（保育教諭）の配置を図るものとします。

この他、子育て支援や発達支援等のための専任のスタッフ、病後・病後児保育のための看護スタッフ、施設長及び主任等を配置します。

(参考)定員数に対する御所市保育所職員配置基準

単位：人、クラス数

区分	定員数（設定）	御所市保育所配置基準	保育士等の配置数試算	クラス数（必要室数）
0歳児	10	児童3人につき1人以上	4	2
1歳児	20	児童5人につき1人以上	4	2
2歳児	25	児童6人につき1人以上	5	2
3歳児	35	児童15人につき1人以上	3	2
4歳児	35	児童25人につき1人以上	2	2
5歳児	35	児童25人につき1人以上	2	2
合計	160		20	12

(2) 施設整備の方針

1) 市北部の施設設置の基本的方向

市北部における認定こども園設置の基本的方向について、基本方針を踏まえ以下のとおり定めます。

施設設置の基本的方向（基本方針）

地域内の公立施設の廃止が進むなど、施設再編・幼保一体化の取組が進むことから、基本構想に基づき、現行施設の統合、認定こども園化（幼保連携型）を行い、本市の教育・保育サービスの中核を担う施設『(仮称)市立北部認定こども園』を設置します。

地域の就学前児童数及び教育・保育の量の見込みについては、今後の人口減少を念頭におきつつも保育ニーズの高まり適切に見込んだものとなっていることから、地域の需要に十分に答える施設として『(仮称)市立北部認定こども園』の定員数を定員160人とします。

小学校区	公立施設 (現行)	施設再編、 幼保一体化	備考
御所小学校区	御所幼児園	認定こども園化 (仮称)御所市立 北部認定こども園	
秋津小学校区	秋津幼児園		
大正小学校区	石光保育所		
	幸町保育所		
	小林保育所 (休所中)	廃止	
大正幼稚園 (休園中)			
掖上小学校区	掖上保育所 (休所中)		第一葛城学園 等 私立施設との連携

2) 施設整備の基本的な考え方

第3期御所市子ども・子育て支援事業計画に示す本市の子育て支援の基本理念「心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち」及び、基本方針に示す【御所市認定こども園の目指す姿】に基づき、市北部の教育・保育を取り巻く現状と課題等を踏まえ、本施設の整備の基本的な考え方を以下と設定します。

(仮称) 御所市北部認定こども園整備の基本的な考え方

【基本方針】 目指す子どものすがた

心身ともに健やかで「ふるさと御所」の地域や自然を愛する 豊かな心を持つ子ども



- 子どもたちが**安全、安心、快適**に過ごしなが、子どもの「生きる力」を育み、健やかな育ちを第一とした施設
 - ・【知 徳 体】をバランス良く兼ね備えた子どもの育成を目指す
- 多様な子育てニーズに応え、**安全で魅力的な教育・保育**を提供する施設
 - ・一時預かり事業、病後児保育、特別支援保育等の実施
- **親子に寄り添い**、必要な子育てを支援する施設
 - ・地域子育て支援による、多様な相談等に対応する組織・体制づくり
- **教育・保育の中核を担う人材**を育成する施設
 - ・研修等による人材育成の取組実施
- 多様な主体が連携し、**市全体の子育て支援の拠点**を担う施設
 - ・担当課、保護者、専門機関、地域住民など多様な主体と連携・協力する拠点づくり

3) 整備手法のあり方

① 整備場所

本施設の整備場所について、「4. 整備候補地の検証」結果に基づき現行施設である御所幼稚園で整備を行うものとします。なお、敷地については、現行の規模、形状を踏襲するものとしますが、今後の整備にかかる計画・設計時において、敷地の活用方法を検討することとします。

② 整備手法

本施設は、本市における子育て支援を継承及び牽引し、教育・保育の総合的な提供を行う公共性のある施設としての役割を担うものとして、「公設公営」を基本とします。

施設整備においては、以下の2つの手法案を想定します。

手法（案）	内容等
改修案	既存の建物（園舎）を活かして、居住性の向上や必要な機能を付加していきます。
建替案	地域の需要に対応し、施設に求められる機能や規模に対応した新たな園舎を敷地内に整備します。（既存の建物は撤去します）

本計画において、この両案を併記し、それぞれの特徴や比較整理を行います。今後の整備にかかる計画・設計時において、改修／建替両案の費用対効果並びに認定こども園としての機能面・生活面の有利さ等を総合的に勘案のうえ比較検討、案の確定を行うこととします。

6. 職員、市民等意向調査の実施

(1) 職員対象ワークショップの実施

1) 開催概要

御所市公立教育・保育施設に勤務する保育士・幼稚園教諭、看護師、調理員を対象としたワークショップを全3回にわたって開催しました。

開催日時	第1回：2025年（令和7年）8月21日（木）13:00～15:00 第2回：2025年（令和7年）9月1日（月）13:00～15:00 第3回：2025年（令和7年）9月18日（木）13:00～15:00
開催場所	御所市防災交流館
参加者	保育士・幼稚園教諭、看護師、調理員 第1回：16名 第2回：17名 第3回：18名

2) ワークショップの進め方

ワークショップは、第1回から順に「現状の整理・希望の把握」、「想定サービス・諸室の具体化」、「第2回ワークショップで作成したグループ案のブラッシュアップ」をテーマに設定した上で、4グループに分かれて議論を行い、内容をワークシートに取り纏め、全体に共有するという流れで進めました。

開催回	テーマ及び実施内容
第1回	「現状の整理・希望の把握」 ①基本方針に明記された「認定こども園に求める施設像」を軸に、以下について意見を出し合う ・「現状できていること・今後も引き継ぎたいこと」 ・「新しいアイデア、追加で必要な設備・施設」 ・「職員の働きやすさのために必要な設備・施設」 ②出された意見のうち、重要度が高いと思うものにシールを貼る
第2回	「想定サービス・諸室の具体化」 ①第1回ワークショップの振り返り ②想定サービスを提供するための諸室案を付箋に記入する ③付箋に書いた諸室案の中から、近づきたいもの・離したいもの、1Fや入口付近が望ましいもの等でワークシート上に配置する
第3回	「第2回ワークショップで作成したグループ案のブラッシュアップ」 ①本施設の詳細、他施設事例のご紹介 ②他施設の諸室配置について、良い点を見つけ、その理由も考え共有する ③他施設の良い点・その理由を踏まえ、第2回ワークショップで作成した配置案を改めて見直す

ワークショップの様子



3) 結果概要

① 第1回ワークショップ

第1回ワークショップでは、200を超える意見（重複除く）が出されました。意見は大きく「ハードに関する意見（こんな施設・設備になるといい）」と「ソフトに関する意見（こんなことをしたい）」に整理され、このうち「ハードに関する意見（こんな施設・設備になるといい）」の具体例は以下の通りです。

ハードに関する意見（こんな施設・設備になるといい）

区分	付箋に記載された意見
職員室	職員室から保育室が見渡せる
保育室	各クラスの保育室が横並びで連携がとりやすい
	各保育室より園庭で遊んでいる様子が見える
遊戯室(リズム室)	乳児から年少向けの運動遊びができる部屋
保健室	医療的ケアが整った施設 (看護師常時配置・ICT活用・保健室の設置・感染症予防のための別動線確保)
調理室	調理員のトイレ・休憩室の設置
	食育のため調理しているところが見えるようにしてほしい
トイレ	保育室に繋がっているトイレ
手洗設備	手洗い場(各保育室に欲しい)
一時預かりのための部屋	一時預かりは専用の部屋で専用の保育士が行う
子育て支援のための部屋	子育て相談、親子の交流の場
療育支援のための部屋	臨床心理士や保健師等の専門職員による発達相談
職員のための部屋	大人用の更衣室
会議室	会議室の設置
図書室	園全体で使える絵本コーナー（大・中・小で複数設置）
廊下	内廊下
倉庫、教材庫	各部屋に教材庫
午睡室	午睡室
テラス	屋根付きテラス
園庭、中庭	園庭や中庭に0-2歳の遊ぶ場所
プール	日よけのあるプール
全体	照明・採光・業者の搬入（ごみの処理）
	平屋（保育室・リズム室は1F）

② 第2回ワークショップ

第2回ワークショップでは、第1回ワークショップで出された意見を改めて共有した上で、グループごとに諸室案を付箋に記入し、近づきたいもの・離れたいもの、1Fや入口付近が望ましいもの等でワークシート上に配置しました。

なお、第1回は保育士・幼稚園教諭、看護師に参加いただきましたが、第2回以降は調理員にも参加いただきました。

③ 第3回ワークショップ

第3回ワークショップでは、本施設の想定定員等を説明した後、他施設事例を紹介し、良い点やその理由を検討しました。その上で、第2回ワークショップで作成した配置案について「譲れない点、見直したい点」を検討しました。

その結果、全4グループのうち3グループ以上から共通して出された意見は、以下3つに整理されました。

- 職員室は、施設の中心・入口近く等、全体をよく見渡せる場所が望ましい
- 保育室は、見守りやすさ・駆け付けやすさ等から、1階(横並び)が望ましい
- 廊下は、天候に左右されない内廊下が望ましい

さらに、第3回ワークショップ後、意見を取り纏め、複数の配置計画案を作成した上で、各公立教育・保育施設代表者1名に参加いただく会を開催し、最終的な意見聴取を実施しました。

ワークショップで出された意見の中でも特に譲れないもの、改めて意見や配置計画案を確認した上で追加してほしいものとしてあげられた意見は、以下の通りです。

- 保育室から園庭が見通せるようにしてほしい
- 1歳児・2歳児の保育室は、2室で保育を実施することも考慮し、大きめの1室を2室に仕切れるようにしておいてほしい
- 利用しやすい教材庫を確保してほしい
- トイレは保育室から行きやすい場所が望ましい(教員用トイレ、洗濯機も設置希望)
- 乳児専用の園庭があるとうれしい
- 登園、降園時の送迎のため駐車場の台数を現状以上確保してほしい

(2) 保護者向けアンケートの実施

1) 実施概要

保護者の方々の期待に応え、不安を解消する計画とするため、北部認定こども園整備に関して期待することや不安に思うことなどについてアンケート調査を実施しました。

実施時期	令和7年12月～令和8年1月
調査対象	未就園児童の保護者及び就園児童の保護者
調査方法	アンケート調査票の配布（郵送又は通園している施設経由の配布）
配布数	約420票（未就園保護者：約170票・就園保護者：約250票）
回答方法	WEBアンケートの回答

2) アンケート調査の内容

アンケートの対象者に対し、以下の設問項目を設定し回答いただきました。

分類	内容
回答者属性	年齢 / 居住地域 / 子どもの年齢 / 通園状況 / 通園施設
現在通園している施設について	<ul style="list-style-type: none"> ● 通園している施設の保育内容に関する満足度とその理由 ● 通園している施設的环境に関する満足度とその理由
新たなこども園整備について	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たなこども園の保育・サービス面について期待すること、不安に思うこと ● 新たなこども園の施設・環境面について期待すること、不安に思うこと

3) 結果概要

アンケートの回答件数は145件、回答率は34.5%となりました。

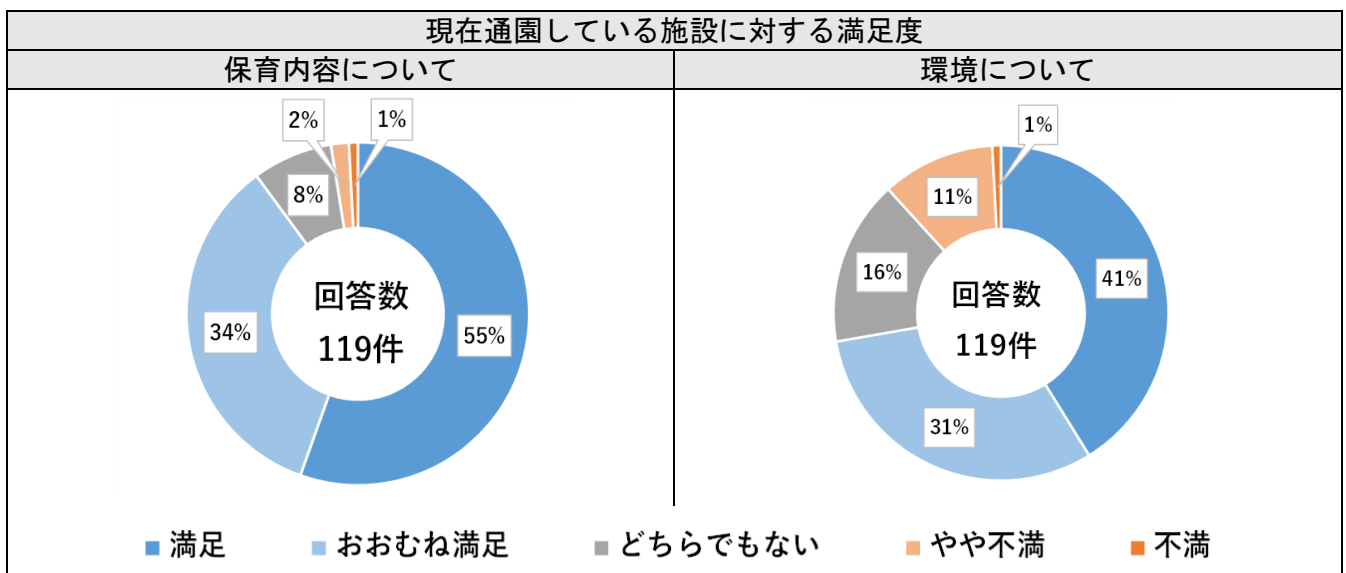
①現在通園している施設について

現在通園している施設に対する満足度を調査した結果、保育内容については「満足」又は「おおむね満足」とする回答が全体の約9割となり、高い満足度を得ていることが分かりました。

「満足」又は「おおむね満足」と回答した理由としては、「子どもが楽しんで通園している」「先生方がきめ細やかに対応してくれる、コミュニケーションがとりやすい」との意見が多くなりました。

一方で現在通園している施設的环境面については「満足」又は「おおむね満足」とする回答が全体の約7割となり、保育内容に対して環境面の満足度が低くなることが分かりました。

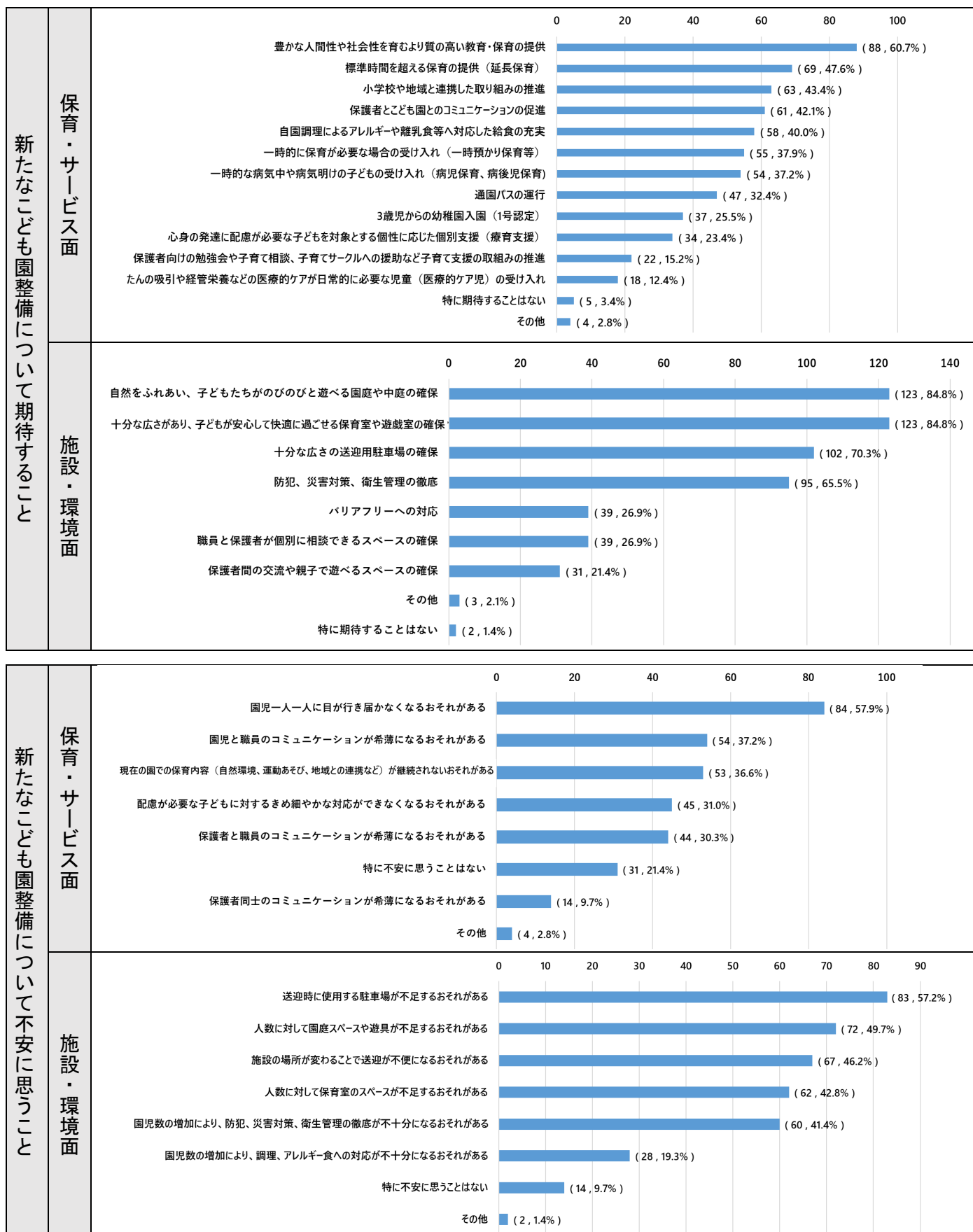
「不満」又は「やや不満」と回答した理由としては「施設・設備（特に水回り）の老朽化」「駐車場が狭い」との意見が多くなりました。



②新たなこども園整備について

新たなこども園の保育・サービス面では質の高い教育・保育や延長保育、施設環境面では十分な広さのある園庭や保育室、駐車場の確保が特に期待されていることが分かりました。

一方で、園児と職員のコミュニケーションの希薄化や、人数に対する園庭スペースの不足、駐車場不足が特に不安視されていることが分かりました。



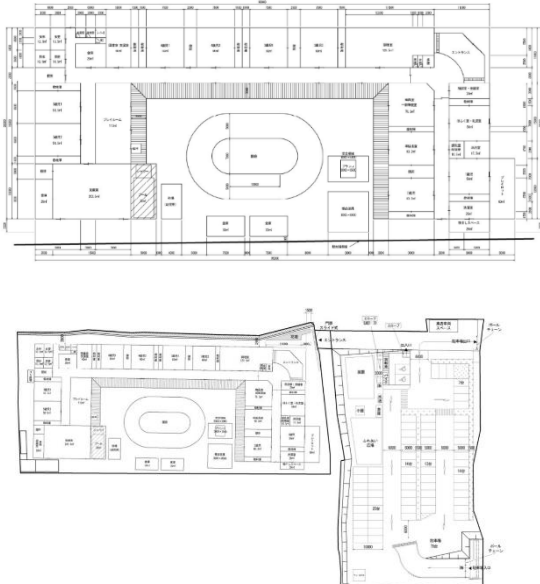
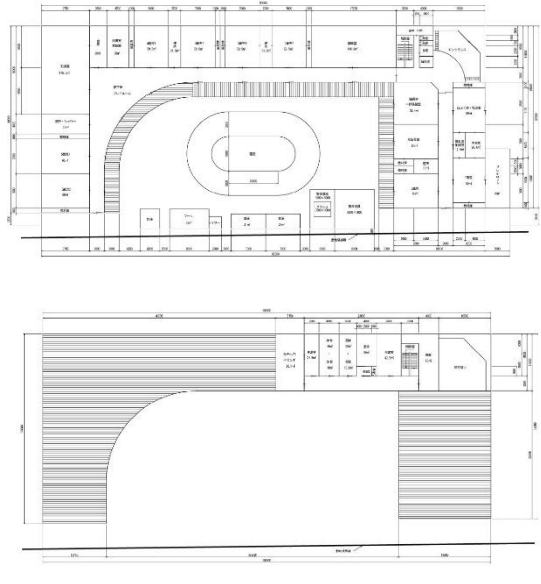
7. 整備基本計画の検討

7-1. 基本計画プランの検討

(1) 類似施設の事例整理

関西エリアで近年計画されている認定こども園の計画案から、機能や計画案の特徴について整理を行いました。類似事例は、奈良県北葛城広陵町西校区認定こども園、大阪府和泉市西部認定こども園、奈良県桜井市旧学校給食センター等敷地認定こども園の3園4計画案を参考にしました。

	奈良県北葛城広陵町	大阪府和泉市
	西校区認定こども園 (畿央大学附属広陵こども園)	和泉市北西部認定こども園
開園	令和5年4月	令和9年4月予定
敷地面積	5,667 m ² (園庭：900 m ²)	3,000 m ² 程度 (園庭：不明)
延べ床面積	1,791 m ²	1,779 m ²
階数	2階 (1F：0～2歳児、2F：3～5歳児)	2階 (1F：0～2歳児、2F：3～5歳児)
定員	170人	183人
図面		
機能	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援 一時預かり 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター (事務室、トイレ、相談室等) 一時預かり
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり室・子育て支援室用に保育園玄関とは別の出入り口がある 保健室近くに病児玄関がある 1階保育室はテラスを介して園庭に出ることができる 2階保育室は直接テラスに出ることができ、また2階に屋上テラスがある 中廊下で各室へのアクセスが良好 	<ul style="list-style-type: none"> 遊戯室の他に乳児用遊戯室がある 乳児用園庭がある ランチルームを設けている

	奈良県桜井市	
	旧学校給食センター等敷地 A 案	旧学校給食センター等敷地 B 案
開園	令和 10 年度予定	
敷地面積	8,812 m ²	8,812 m ²
延べ床面積	2,012 m ² (園庭 : 1,247 m ²)	2,291 m ² (園庭 : 1,396 m ²)
階数	1 階	2 階 (1F : 0~5 歳児 2 階 : 会議室他)
定員	182 人	182 人
図面		
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室・支援室 ・早延長室 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室・支援室 ・早延長室
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室と保育室の間に教材庫を設けている ・遊戯室の他にプレイルームがある ・保育室から廊下を介して園庭にでる 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室は 1 階に配置されている 保育室と保育室の間に教材庫を設けている ・保育室から廊下を介して園庭にでる ・廊下の一部がプレイルームとなっている

出典：奈良県北葛城広陵町西校区認定こども園

<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000006/6855/keikaku.pdf>

大阪府和泉市西部認定こども園 [hokuseikeikaku.pdf](#)

奈良県桜井市旧学校給食センター等敷地認定こども園

(仮称) 旧学校給食センター等敷地認定こども園設計業務委託に係るプロポーザルについて / 桜井市

(2) 建築計画・施設計画における基本方針

就学前教育の充実に向けて、御所市らしい教育・保育を提供する認定こども園の施設整備を目指し、次の点を基本方針として計画を検討するものとなりました。

① 安全で安心して利用できる施設

- ・ 地震や火災等、災害時の安全性を確保した施設とする。
- ・ 子どもの遊びや生活におけるリスクに配慮した施設とする。
- ・ 見通しをよくし、死角のない施設とする。
- ・ 食育の推進やアレルギー対策等、衛生・健康に配慮した施設とする。

② 子どもにとって魅力ある施設

- ・ 子どもがワクワクし、自立心や好奇心をはぐくむことができる施設とする。
- ・ 発達過程に配慮し、子どもが成長を感じられる施設とする。
- ・ 異年齢交流等を通じて、多様な価値観を共有できる施設とする。

③ 充実した教育・保育を提供できる施設

- ・ 職員、園児、送迎する保護者等のスムーズな動線が確保された施設とする。
- ・ 十分な収納スペースを確保し、教育・保育をスムーズに提供できる施設とする。
- ・ 教育・保育における多様なニーズの変化に対する柔軟性を持った施設とする。
- ・ 食の恵みに触れ、学べる施設とする。

④ 地域総がかりで子育て力を活かせる施設

- ・ 近隣の学校との校種間連携を想定した施設とする。
- ・ 保護者や地域等“地元力”が参画しやすい施設とする。
- ・ 子育てに係る多様なニーズに応え、“子育て力”を育む多世代交流拠点となる施設とする。

⑤ コストの削減や維持管理に配慮した長寿命な施設

- ・ 整備コストの抑制を図った施設とする。
- ・ 日常のメンテナンスや将来の改修を考慮し、維持管理しやすい施設とする。
- ・ 長く使えて地域に愛される長寿命な施設とする。

(3) 機能・諸室規模の検討

1) 施設機能

本施設が備える機能は、「御所市認定こども園整備基本計画―認定こども園のあり方に関する基本方針―」(2022年(令和4年)、基本方針)に示す「提供するサービス等」に基づき以下のように設定します。

なお、病児保育への対応については、本施設の機能として盛り込まないものの、療育支援及び病後児保育の機能を盛り込みます。また、近隣自治体との連携協力を継続して推進し、保護者の安心と利便性の確保向上に努めることとします。

施設機能の設定

機能（事業）		対象児童	内容等
就学前教育・保育		1・2・3号認定児童	標準時間の教育・保育の提供
特別保育	延長保育 一時預かり 未就園児童	2・3号認定児童 1号認定児童 未就園児童	標準時間を超える保育の提供 一時的に保育が必要な場合の受け入れ
給食		1・2・3号認定児童	自園調理による給食の提供 食を通じた子どもの健全育成の推進
地域子育て支援		主に未就園児童	子育て相談、親子の相談の場
療育支援		1・2・3号認定児童	支援が必要な子どもに対する発達を支援する保育の提供
病後児保育		1・2・3号認定児童	病気の回復期の子どもに対する専用スペースでの保育の提供
医療的ケア児の受け入れ		1・2・3号認定児童	医療的ケアが必要な子どもに対する保育の提供

2) 施設規模の設定

①施設定員及びクラス編成

i) 施設定員

施設定員は、基本方針に即して160人と設定します。

※学齢別の内訳は「5. 整備方針の検討」2) 施設定員及びクラス編成（P39）参照

ii) クラス編成

クラス編成及び職員体制は、基本方針において示す「3歳児以上1学年1クラスあたり20～25人程度（上限35人、加減おおむね15人）の基準に従い設定し、必要な室の規模を設定します。

なお、3歳児未満については、子ども一人一人の生活や経験、発達過程等に応じた適切な援助や環境構成ができるよう配慮を図ります。

iii) 職員体制

職員体制は、「5. 整備方針の検討」で先述の通り、本市の基準を順守した上で、子どもの活動を十分に支援できるよう、基準以上の人数を配置する等適切な体制づくりに配慮し、配置に応じた施設規模を設定します。

※5. 整備方針の検討 (1) 対象施設統合後における定員数の設定 1) 施設規模、職員体制の考え方（P37）参照

iv) 施設規模の設定

5. 整備方針の検討に書かれている内容に基づき整理を行い、施設規模を設定いたします。

なお、設定した計画延床面積は、施設面積として最低限確保する面積として想定しています。施設計画によっては、延べ床面積が変更する可能性があります。

室名	室数	面積	根拠・基準
0歳児室 (調乳室・沐浴室を含む)	1室	70㎡	奈良県認定こども園許可基準による 1.65㎡/人、ほふく室同上基準 3.3㎡/人を含む面積
1歳児室(分割可)	1室	70㎡	
2歳児室(分割可)	1室	70㎡	奈良県認定こども園許可基準による 1.98㎡/人
3歳児室-1	1室	49㎡	
3歳児室-2	1室	49㎡	
4歳児室-1	1室	49㎡	
4歳児室-2	1室	49㎡	
5歳児室-1	1室	49㎡	
5歳児室-2	1室	49㎡	
遊戯室		260㎡	
小計_1	9室	764㎡	
地域子育て支援室 (延長保育室を兼ねる)		40㎡	保育室程度
療育支援室		40㎡	
医療的ケア児室		20㎡	
一時預かり室・だれでも通園		20㎡	
調理室		90㎡	保育所クッキング研究会「保育所における調理室の設えに関する調査・研究」より最大値を採用
事務室 (病後児保育室を含む)		120㎡	新営庁舎面積算定基準(国土交通省) 3.3㎡/人
保健室		15㎡	事例調査より仮置き
図書室		40㎡	
会議室		60㎡	
応接室		15㎡	
小計_2		460㎡	
延床面積(専有部計)		1,230㎡	小計_1+小計_2
延床面積(共用部含み計)		1,850㎡	専有部計×1.5
計画延床面積		1,850㎡	

整備内容	注意点及び要望等
保育室 0～5歳	<ul style="list-style-type: none"> 園児の健やかな生活の場として、明るく、適切な面積で整備する。 通風の確保及び自然光を取り入れる日あたりの確保を図る。 園児がケガをしない安全な床や壁の仕上や職員の死角をつくらないなど、子どもの安全に配慮する。 収納スペースを充分確保し、ケガや事故の防止に配慮する。 各保育室は、事務室からのアクセス・見通しがしやすいよう配置する。 ほふくする子どものスペース（ほふく室）及びほふくしない子どものスペース（乳児室）を設け、必要に応じて各々別々に活動できる工夫を行う。（0～1歳児）
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> 式典や発表会等の使用を想定した舞台や設備、スペースを整備する。 園児が全力で運動ができることを考慮し、ケガをしない安全な床や壁の仕上や職員の死角をつくらないなど、子どもの安全に配慮する。 遊戯室の音が保育室等の生活や敷地外に影響を与えないよう工夫する。 遊具、体育用具、楽器等大道具を含めて収納できる倉庫を隣接する。
地域子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て家庭を支援する場として、専任の職員を配置し、子育て相談・助言や発達支援、子育てサークル等の支援を行う。
療育支援室	<ul style="list-style-type: none"> 園児の健やかな生活の場として、明るく、適切な面積で整備する。 通風の確保及び自然光を取り入れる日あたりの確保を図る。 園児がケガをしない安全な床や壁の仕上や職員の死角をつくらない等、子どもの安全に配慮する。 収納スペースを充分確保し、ケガや事故の防止に配慮する。 各保育室は、事務室からのアクセス・見通しがしやすいよう配置する。
医療的ケア児室	<ul style="list-style-type: none"> 上記のほかケアに必要な機器を配置できるよう整備する。
一時預かり・だれでも通園	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て家庭を支援する場として、一時的に子どもを預かり、必要な保育を実施する。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの給食を提供するため、衛生面及び感染予防対策を講じた備えとし、保育室に配膳しやすい配置とする。 屋外の搬入路や調理室内の効率的な動線を整備する。 作業区分やアレルギー対応に配慮したスペースや動線を整備する。
事務室 病後児保育室	<ul style="list-style-type: none"> 園庭やエントランス、保育室が見やすい位置に配置する。 常勤職員が効率的に事務作業等を行えるスペースを整備する。 病後児のためのベッド等配置できるよう整備する。
保健室	<ul style="list-style-type: none"> 事務室付近に設置する。
図書室 (図書コーナー)	<ul style="list-style-type: none"> 教育・育児・教養等に関する資料を保存し、閲覧する室として設ける。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> 人数に応じて広さを調節できるような作りとする。
応接室	<ul style="list-style-type: none"> 相談室としてプライバシーを確保できるように整備する。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 入所児用（乳児・幼児別）、障害者用（車イスのまま手洗ができる形式）、来客用、職員用を各男女別に設置する。 児童や職員が利用しやすい作りとする。

3) 敷地条件等法規制の整理

- 都市計画法上地域区分：

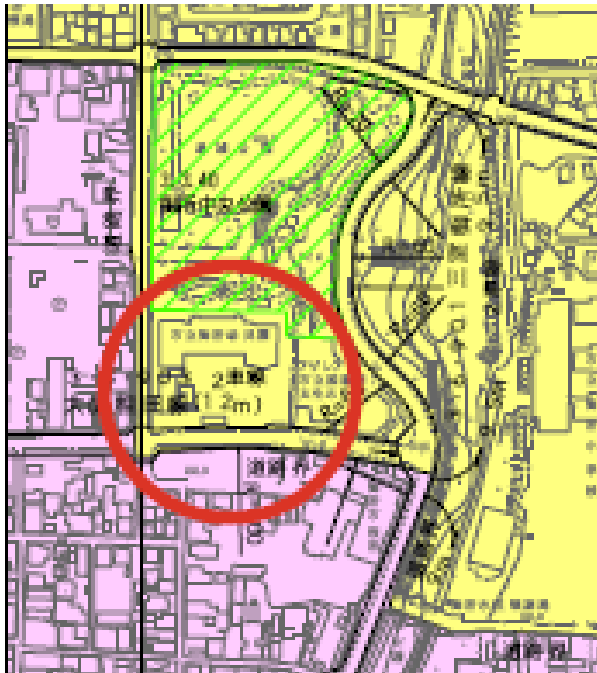
都市計画区域内 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 市街化区域

防火地域：指定なし

高度地区：15m高度制限地区

道路斜線 勾配 1.25、隣地斜線 勾配 1.25

日影規制：4時間／2.5時間 4m



凡 例			
種 別	高度地区	色 彩	容積率 建ぺい率
第一種住居地域	15m	黄色	200 60
第二種住居地域	15m	オレンジ	200 60
商業地域	31m	赤	400 80
近隣商業地域	20m	赤紫	200 80
準工業地域	15m 20m	青紫	200 60
工業地域	15m	青	200 60
工業専用地域	15m	濃青	200 60
市街化区域		白	
市街化調整区域		白	400 70
都市計画道路		白線	
その他の都市施設		茶色	
区域境界線		赤線	
建築物の用途に係る区域境界線		青線	

※任意縮尺 御所市都市計画地区図より抜粋（一部追記）

- 宅地造成工事規制区域：都市計画区域は該当

- 災害危険区域の有無：浸水想定 0.5m～3.0m、浸水継続時間 12時間未満

- 接道区分：建築基準法の1項1号道路

南側：市道 大広相田線 幅員 12m

西側：市道 東松本御所線 幅員 8.9m

- その他：

上水道 御所公営水道西側で 150A の上水管に接続

下水道 西側 市管理道路内汚水管（200A）へ接続

雨水排水 既設側溝に放流

電力引込 敷地西側の関西電力電柱（エビス 3L7R1）より地中埋設配管

4) 災害想定

整備候補地の御所幼稚園敷地について、下記の通り地震及び洪水の災害想定を確認しました。それ以外の液状化は発生傾向が弱いこと、土砂災害は、警戒区域や特別区域ではないことを確認しました。(出典：国土交通省「ハザードマップポータルサイト」)

① 地震

御所市は「中央構造線断層帯」の影響を受けると考えられます。この断層及び「東南海・南海地震」「市内直下型地震」を想定した場合、対象敷地の現在の御所幼稚園は、下図の通り震度6強が予想されています。



※任意縮尺

※資料：御所市総合防災マップより（一部追記）

② 洪水

大和川水系の曾根川、葛城川及び流域の中小河川について、想定最大規模降雨による氾濫がおきた場合、浸水想定0.5m～3.0m未満、浸水継続時間（浸水深50cmになってから50cmを下回るまでの時間の最大値）は12時間未満となっています。なお、東側隣接地のアザレアホールは、東側の162号線の向こうにある葛城川による、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）となっています。



※任意縮尺

※資料：御所市総合防災マップより（一部追記）

5) 施設機能構成(ゾーニング)等の検討

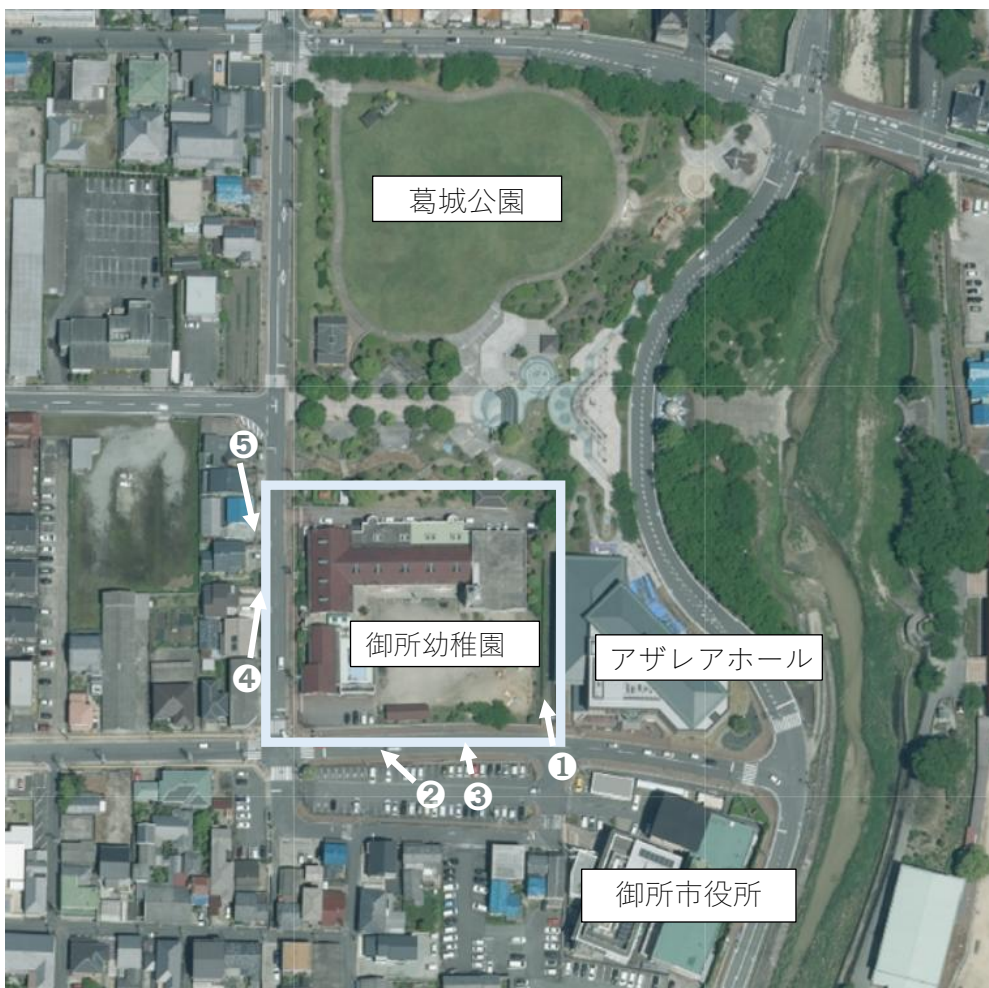
現行施設(御所市立御所幼稚園)機能から認定こども園の機能に更新を図るにあたり、「御所市認定こども園に関する基本方針」に基づき、また、前提に示す施設機能及び規模の設定、職員ワークショップによる検討等を踏まえて、「(仮称)御所市北部認定こども園」モデルプランを作成しました。モデルプランの作成にあたっては以下の3案(改修+増築案、新築案-1、2)を併記して取りまとめを行いました。

- A案<改修+増築案> 既存施設を改修し、不足している機能を増築工事により補完の上更新
- B案<新築案:既存園舎段階的撤去> 既存施設を順次撤去しながら新築建物への更新
- C案<新築案:既存園舎撤去後新築> 既存施設をはじめにすべて撤去した後に新築建物への更新


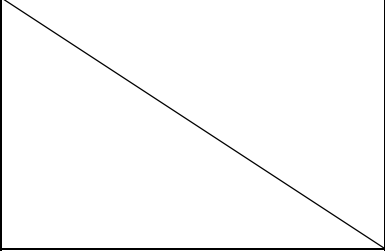




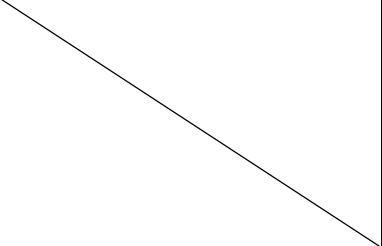
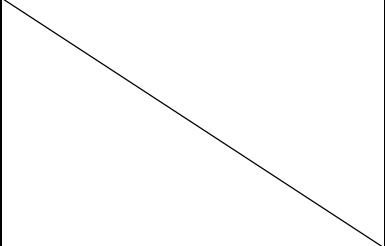
なお、これらはいくまでもモデルプランであり、当該プランが整備されるものではありません。今後、整備の方向性(改修または新築)について継続して検討を行い、早期の方向性の確定を図り、基本設計等に基づく詳細検討において、必要に応じた各項目の見直し等を行い、整備プランの決定を行うものとします。

敷地条件

当該敷地は御所市の近鉄御所駅から東へ約700m離れ、葛城公園・アザレアホールに隣接したところに位置します。敷地に接する道路は敷地西側及び南側に存しますが南側は敷地との段差があり園へのアプローチは西側からとなります。



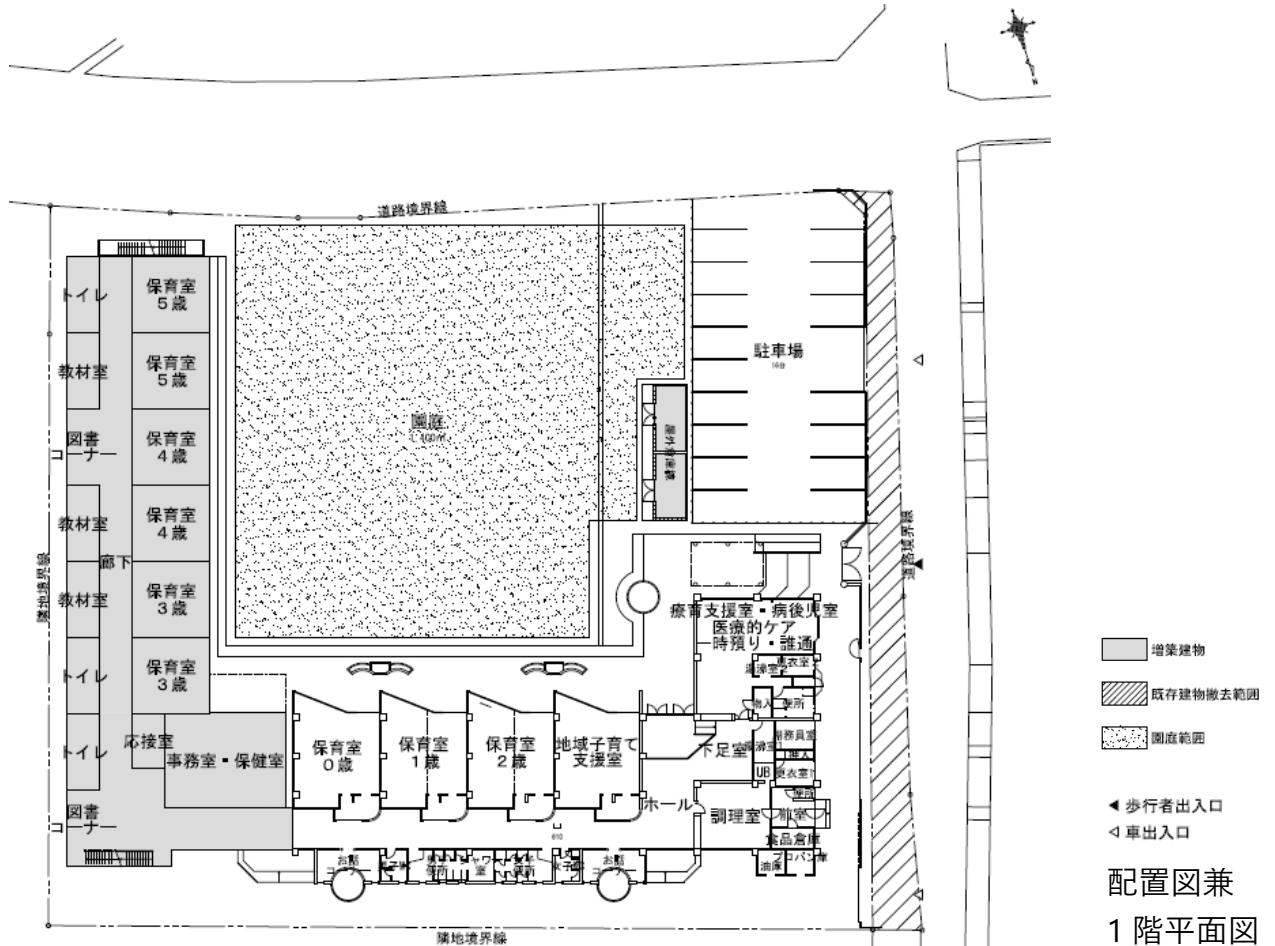
出典：国土地理院ウェブサイト (地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院)

	特徴	現況写真	
東側	<ul style="list-style-type: none"> ・アザレアホールに隣接している ・隣地とは段差がある (隣地より敷地が低い) 	① 	
南側	<ul style="list-style-type: none"> ・御所駅及び駅前商店街と市役所を結ぶ道路に隣接している ・前面道路より敷地が低くなっている箇所がある 	② 	③ 
西側	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に隣接している ・交差点に近い部分に駐車場の出入り口がある ・敷地の一部が歩道状に整備されている 	④ 	⑤ 
北側	<ul style="list-style-type: none"> ・葛城公園に接する 		

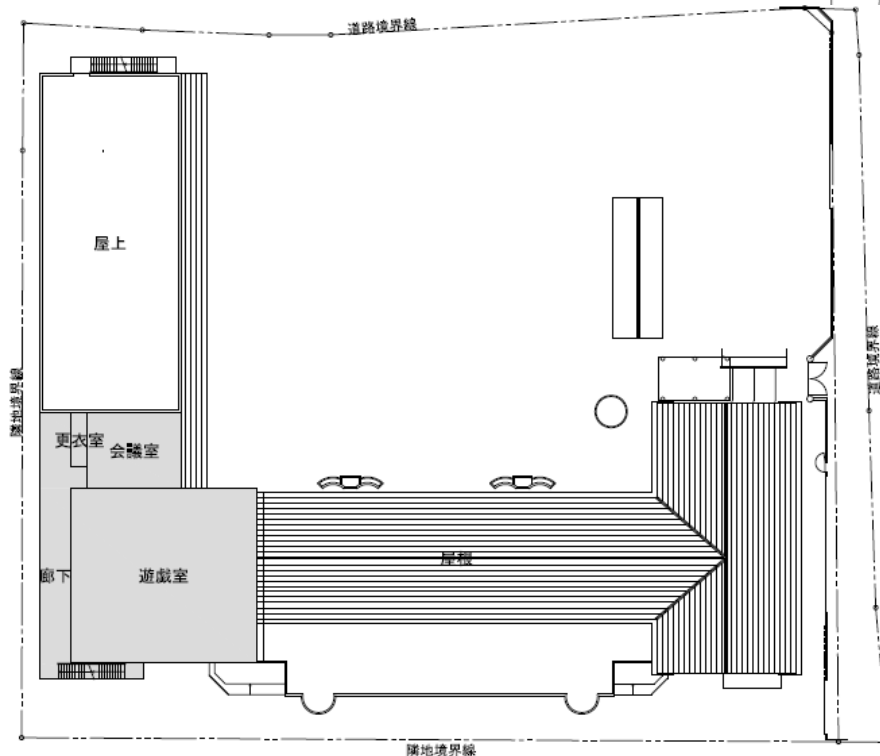
(4) 計画概要

① モデルプラン (A案：改修+増築案)

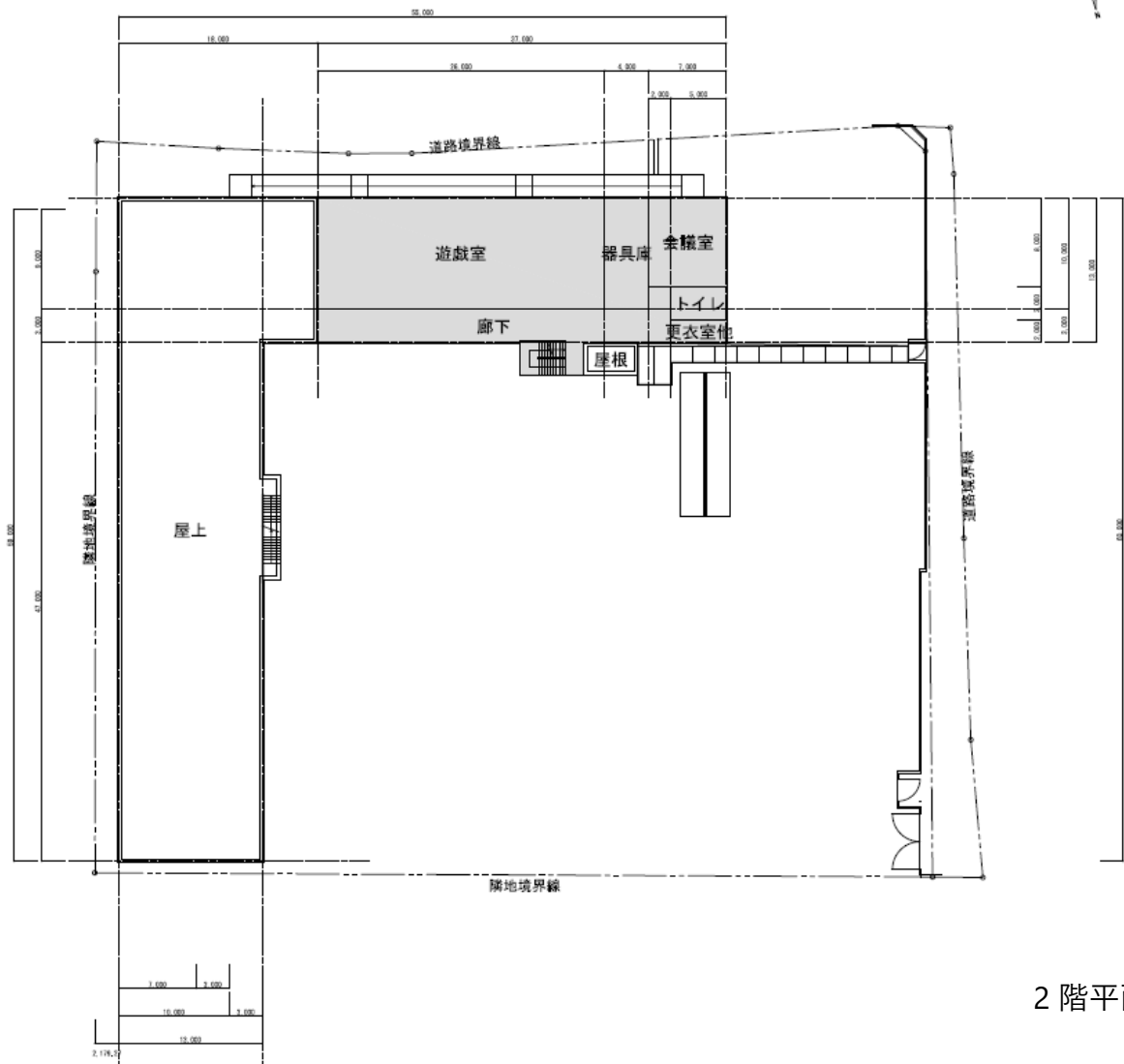
現行施設（御所市立御所保育所）を活用し、不足している機能を増築工事等で補完し、施設を更新することで認定こども園としての機能を持つ施設とします。具体的には、既存園舎の主要構造部（柱、梁、屋根、外壁、床等）はそのまま活用し、外壁や樋、防水の経年劣化が見られる箇所は修復、不足している保育室を増設し、個々の保育室から園庭への一体感を確保できる計画とします。



配置図兼
1階平面図



2階平面図



2 階平面図

i) 仮園舎を使わずに現敷地を利用した建て替え計画とする。

- ・ 既存園舎を使いながら園庭に新設園舎の一部を建設する。
- ・ 先行して完成した園舎に機能の一部を移転させる。

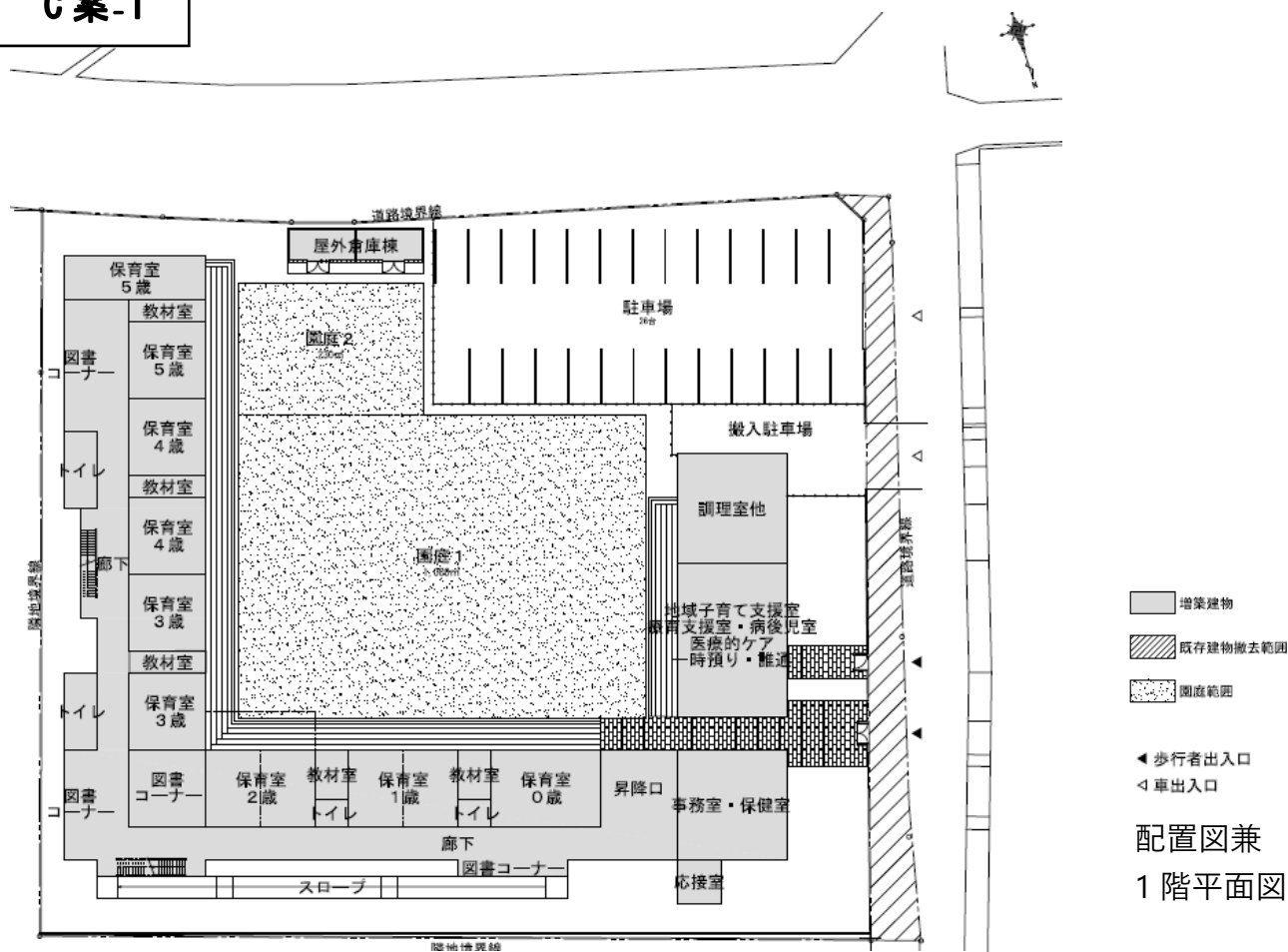
その後、既設園舎を撤去し、残る機能を跡地に建設して新しい園舎を完成させる。

保育園を運営しながら建て替えが行えるため、休園せずに認定こども園への移行が可能です。

③ モデルプラン (C案：新築案)

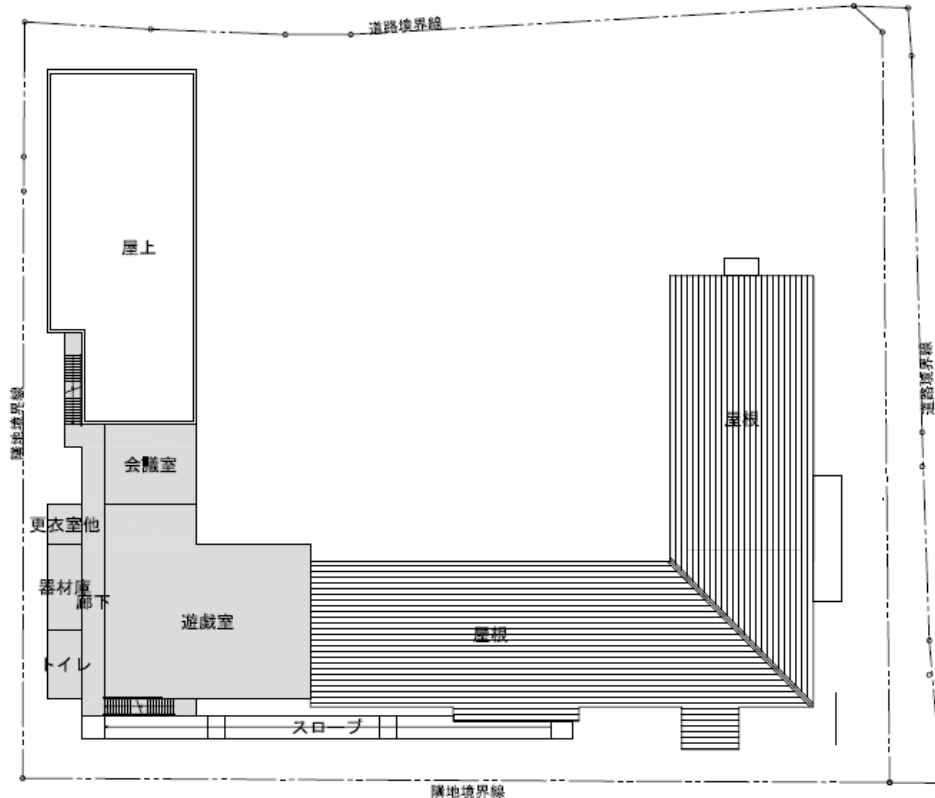
現行施設を撤去し、現園敷地を更地としてから新たな園舎を建設し、認定こども園としての機能を持つ施設とします。こちらは仮園舎の利用や他園への転籍を含め園児を移動させたうえで建て替える計画とし、既存園舎を一括撤去し敷地を更地にしたらうえで新設園舎を建設します。

C案-1



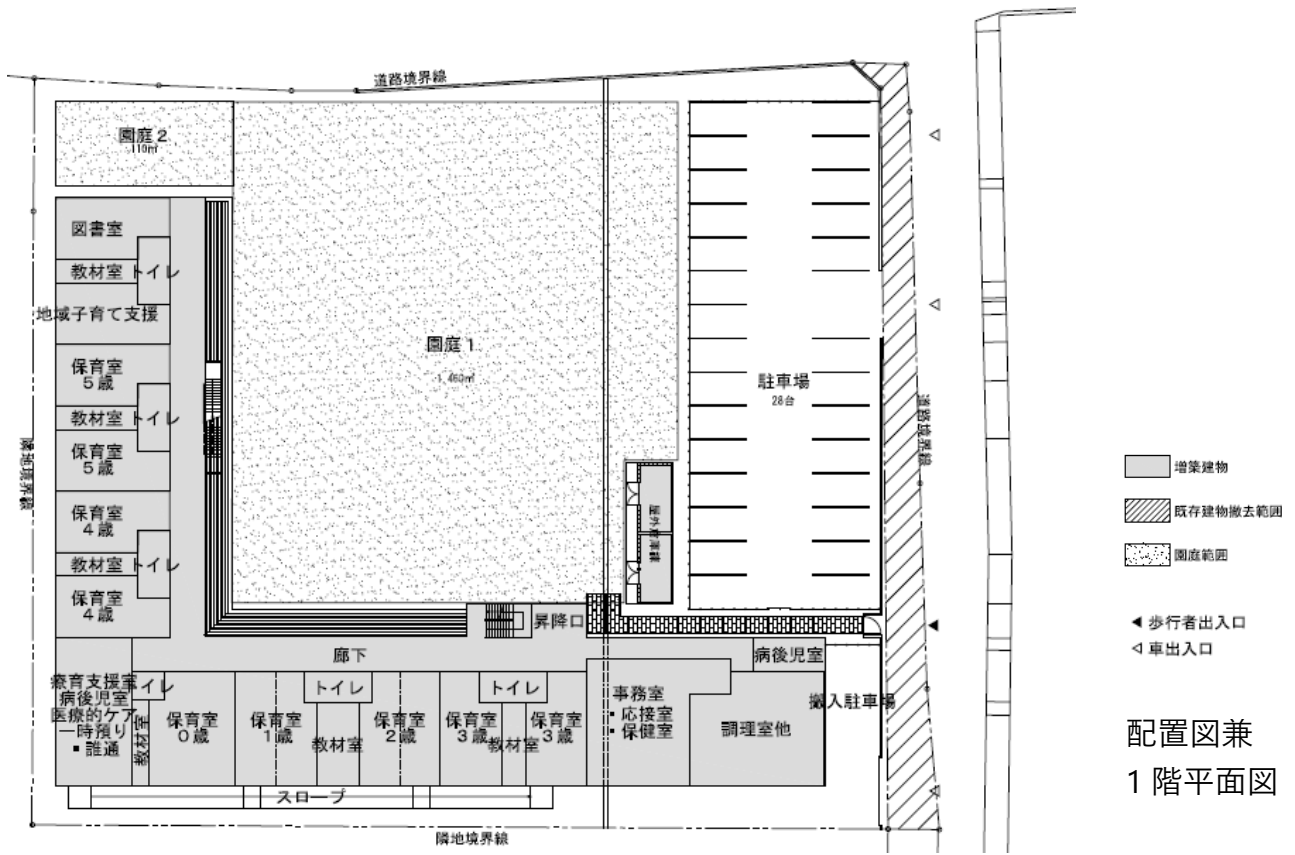
- 増築建物
- ▨ 既存建物撤去範囲
- ▤ 園庭範囲
- ◀ 歩行者出入口
- ◀ 車出入口

配置図兼
1階平面図

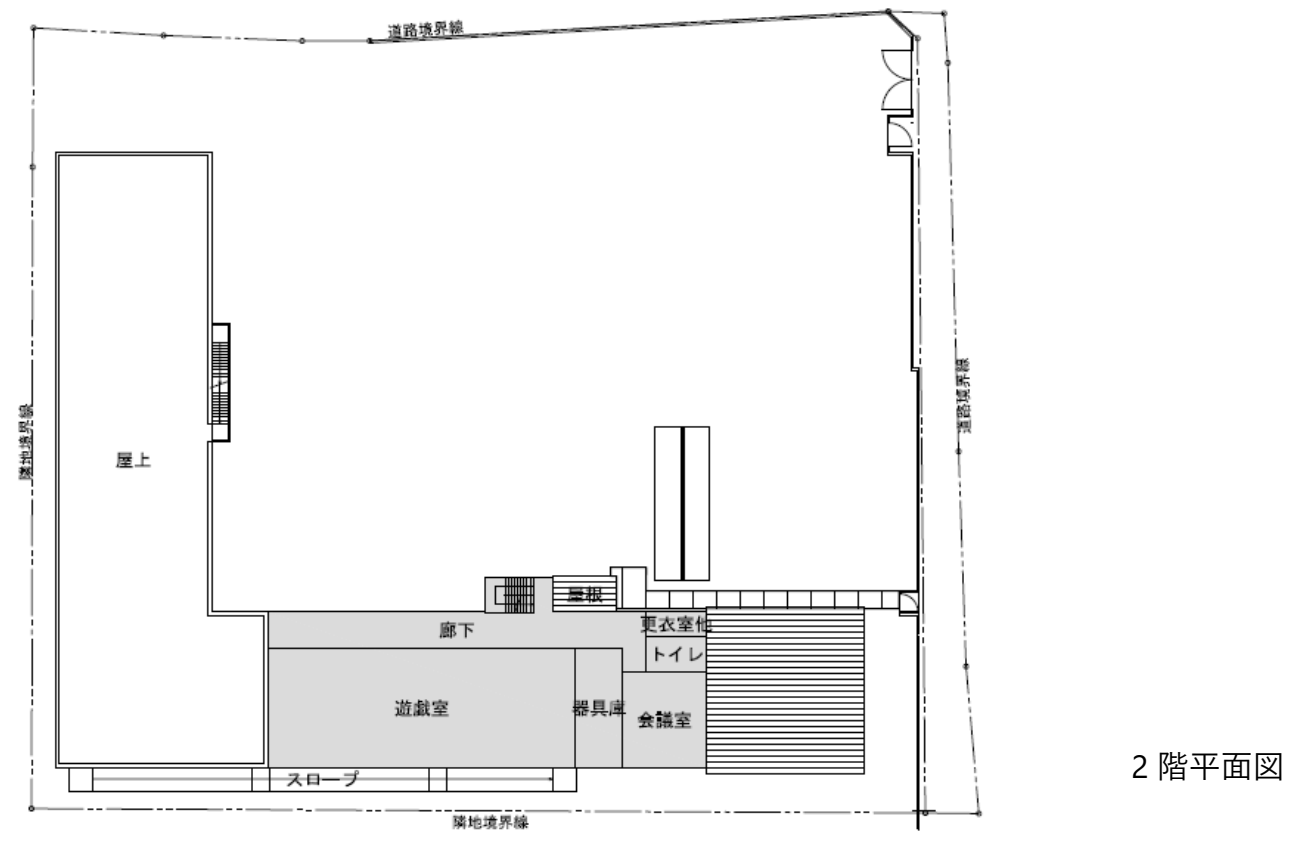


2階平面図

C案-2



配置図兼
1階平面図



2階平面図

(5) 各案の比較検討

下記に各案のメリット・デメリットを掲載しそれぞれの案の特徴及び問題点を明確にします。

	メリット	デメリット
A 案 (改修 + 増築)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園を運営しながら増築が行われるため、休園せずに認定こども園への移行が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に振動・騒音を伴う工事に制限がかかるため工期が長くなる。 ・ 解体後の仮塞ぎを含む、仮設置や仮復旧等盛替えが多くなり工期が長くなる。 ・ 設備の盛替え範囲が確定しないので工事金額のブレが大きくなる。 ・ 工事工程が煩雑（解体・撤去、仮設等の盛替え）になり工期が長期化し、工事金額も増大する。 ・ 園児の安全性に対しての対策が必要。 （工事中の安全及び工事作業者と園児の関係） ・ 建設現場と園の相互セキュリティの確保。 ・ 既存園舎を活用するため、デザインの自由度や使い勝手に制約が生じる。 ・ 既存園舎が残るので維持管理計画が複雑になる。
B 案 (順次既存撤去 + 新築案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園を運営しながら建て替えが行われるため、休園せずに認定こども園への移行が可能である。 ・ 最終的にすべての建物が新築となるので今後の維持管理が計画しやすい。 ・ 必要な機能を計画に盛り込みやすい。 ・ 新築するため、デザインの自由度があり、使い勝手の良い計画が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に振動・騒音を伴う工事に制限がかかるため工期が長くなる。 ・ 設備の盛替え範囲が確定しないので工事金額のブレが大きくなる。 ・ 工事工程が煩雑（解体・撤去、仮設等の盛替え）になり工期が長期化し、工事金額も増大する。 ・ 園児の安全性に対しての対策が必要。 （工事中の安全及び工事作業者と園児の関係） ・ 園舎が園庭の南側にあるため園庭が日影となる。
C 案 (一括撤去 + 新築案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物を撤去してからの工事となるため敷地全体を利用した計画が可能。 ・ すべての建物が新築となるので今後の維持管理が計画しやすい。 ・ 必要な機能を計画に盛り込みやすい。 ・ 新築するため、デザインの自由度があり、使い勝手の良い計画が可能となる。 ・ 工事に時間等の制限が無く工期が最短でできる可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休園期間があるのでその間仮園舎もしくは他園への振り分けが必要となる。

7-2. 構造・設備に関する検討

施設に必要な構造や設備について、認定こども園として安全性、機能性、経済性等の点から構造・設備について検討します。

(1) 構造設備概要

1) 計画基本方針

- ・耐震安全性は、人命の安全確保に加えて、大地震動後に施設が求める機能に応じた設定とする。
- ・構造種別や形式は、耐久性、経済性、施工性、使用性等施設機能に適したものを選定する。
- ・壁やブレース等の耐震要素の採用にあたっては、経済性、使用性等を考慮するとともに、将来の改修に支障が生じないようにフレキシビリティにも配慮して検討する。
- ・公共施設としての使用期間に応じた耐久性・対候性のある材料を使用する。
- ・地盤調査を実施し、地盤条件に応じた基礎形式を選定する。
- ・A案（既存建物の改修+増築案）、B案（既存建物の順次撤去案）では、各フェーズにおける既存建物の耐震上の危険性が、現状より増大しないよう計画する。

(2) 構造計画

1) 構造部材の耐震性能

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）のⅡ類以上とする。

2) 非構造部材の耐震性能

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）のB類以上とする。

3) 建築設備

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の乙類以上とする。

4) 耐久性能

- ・鉄筋コンクリート造の場合は、「建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）」に定める計画供用期間において、「標準（大規模補修不要期間 65 年）」以上の耐久性能を確保する。既存建物については、コンクリートの中性化の程度等から、計画供用期間を別途設定する。

5) 耐風圧性能

設計用風圧力算定基準は、建築基準法・同施行令第 82 条の 4 及び同告示（平 12 建告第 1454 号・同第 1458 号）によるものとし、非構造部材風圧の割増しは再現期間 100 年相当とする。

(3) 電気・機械設備概要

1) 計画基本方針

本設備基本計画は現時点での検討結果に基づくものであり、今後の詳細検討や条件の変化、協議等により、内容が見直され、変更となる可能性があります。

- ・耐火建築物、延床面積 2,000 m² 想定、階数 2 階
- ・消防法 令別表第 1 (6) ハ (3)、消防法上の有窓階
- ・各モデルプランの内容に応じて、施設利用上の安全性、快適性に考慮した計画を検討する。
- ・主要機器（受変電機器、空調機器等）は、長寿命及び長期に渡り容易に入手できる汎用性の高い製品を選定する。
- ・設備機器は、維持管理上の利便性に配慮し、かつ改修時の搬入動線を考慮した配置計画とする。
- ・EPS・PS は、廊下等共用部からアクセスできる位置に設置する。
- ・消火防災設備については、消防法や条例等関連法規を遵守し、所轄消防予防課や所轄建築審査機関の指導に基づき、適切な設備を設置する。
- ・設備機器の配置は、安全性に十分配慮した計画とする。
- ・長寿命化、省資源化を目指すとともに環境汚染を引き起こさない材料を採用し、地球環境に配慮した施設とする。
- ・機械騒音や振動については、十分な防止対策を施し、施設固有の仕様や周辺環境へ配慮した計画とする。

2) 電気設備計画

① 受変電設備

- ・電力会社から 3φ 3W 6.6 kV 60Hz で供給を受けた電力を受変電装置（キュービクル）内部の変圧器にて建物内の機器が必要とする相、電圧に変換し分配する。
- ・高圧幹線本線 1 回線引込とし、水トリー対策（水が原因のケーブル内部劣化への対策）を考慮し 6.6kV EM-CVT (E-E タイプ) とする。
- ・変圧器は 2026 トップランナー規格とし、変圧器容量は負荷設備に対し負荷率を見込む。
- ・変圧器容量として、1φ 150kVA・3φ 100kVA を想定し、設備基本計画を満足する容量とする。
- ・高圧コンデンサの必要性は検討の上、設置の判断を行う。
- ・施設の規模拡大を想定し、将来増設スペースを考慮する。なお、予備回路は見込むこと。

② 幹線設備

- ・受電盤から事業所内各所にある EPS へ動力制御、電灯分電盤設置を行い、電源供給を行う。
- ・電源種別：電灯 1φ 3W 210/105V、動力 3φ 3W 210V
- ・ケーブル配線について、EM-CV・EM-CVT ケーブルを使用する。
- ・許容電圧降下は内線規程に準拠する。
- ・ケーブルラックを原則とし、高圧幹線は配管内に敷設するものとする。

③ 動力設備

- ・動力制御盤を設置し、各動力負荷への電源供給を行う。
- ・内線規程に遵守し、専用ブレーカ・漏電遮断器の設置を考慮する。
- ・各盤から視認のできない、負荷設備機側には、保守用遮断器及び遮断器ボックスを設置する。

④ 電灯・コンセント設備

- ・電灯分電盤を設置し、各電灯・コンセント負荷への電源供給を行う。
- ・照明器具は、省エネ・長寿命の観点から LED 照明を採用する。
- ・照明器具は諸室用途別に適切な照度の確保を行い、配置・種別選定を行う。
- ・遊戯室に小規模演奏会等に利用できる調光設備を設置する。
- ・外灯については、ソーラータイマ及び手動スイッチで制御とする。
- ・共用部分の点滅は、事務所に設置した照明制御装置からの遠方発停とする。
- ・コンセントは園児の手の届かない高さに設置し、保育用・メンテナンス用・掃除用を考慮し適宜配置する。
- ・外部設置コンセントはすべて防水型とする。
- ・建築基準法に基づき非常照明を、消防法に基づき誘導灯（避難口・通路）を設置する。
- ・非常照明、誘導灯はバッテリー内蔵型とする。
- ・階段については人感センサー付き階段通路誘導灯を設置し、減光制御とする。
- ・主な配線方法は、ケーブルラックもしくは配管によるケーブル方式とする。
- ・各室の照度は屋内照明基準 JIS Z 9110 JIS Z 9125 JIS Z 9126 に基づき設定する。

⑤ 雷保護設備

- ・必要に応じ建築基準法に準拠し、外部雷保護設備を設置する。
- ・適用基準：JIS Z9290-3 2019

⑥ LAN 設備

- ・端子盤を事務室へ設置し、主装置を集約する。
- ・通信引込・ONU・ルーター設置については別途とする。
- ・必要諸室へ情報コンセントを設置する。
- ・Cat6 以上のケーブルを敷設する。
- ・必要に応じ、無線 LAN(Wi-Fi)アクセスポイントも適宜設置する。

⑦ 電話設備

- ・端子盤を事務室へ設置し、NTT 幹線の引込を行い各所へ分配する。
- ・必要諸室へ電話機の設置ができるよう配管・配線・モジュージャックを設ける。

⑧ インターホン/トイレ呼出設備

- ・エントランス外部入口と事務所の連絡用として、カメラ付きインターホン設備を設置する。
- ・園舎入口（昇降口他）等必要な箇所にセキュリティ設備を設け、関係者以外の出入りを防止し、適切な安全対策を講じる。
- ・必要諸室へインターホンの設置を行い、相互通話型とし円滑な連絡を可能とする計画とする。
- ・多目的トイレへ、押しボタン 2 箇所・表示・リセットボタンを設置、事務室に呼び出し表示をする。

⑨ TV共同受信設備

- ・電波受信を可能とする位置へアンテナの設置を行い、各所へ分配する。
- ・アンテナはUHF(地デジ)を敷設し、BS/CSは将来対応とする。
- ・必要に応じ、増幅器・分配機等の設備設置を考慮する。
- ・必要諸室へテレビアンテナ端子の設置を行う。

⑩ 映像・音響設備

- ・遊戯室に小規模演奏会等に利用できる音響設備（マイクロホン/スピーカー/音源再生可能等）を設置する。
- ・必要に応じ、フロント型スピーカー設置を考慮する。
- ・主装置は移動ワゴン型とし不使用時には倉庫に収容可能とする。
- ・接続端子は映像音響設備配置箇所の壁面に設ける。

⑪ 業務放送設備

- ・2線式配線とし、時報、チャイム、ペーキング対応可能とする設備とする。
- ・業務放送用マイクは事務室に設置し、手動放送も可能とする。
- ・業務放送盤は事務所に設置し、保守点検が容易な場所に配置する。
- ・スピーカーは、屋内：天井埋込型、屋外：防滴ホーン型とする。
- ・必要諸室へスピーカーの設置を行う。

⑫ 監視カメラ設備

- ・敷地全域を状況監視可能とする、監視カメラを設置する。
- ・主装置は事務室に設け、モニター1台でのリアルタイム監視を可能とする。
- ・録画時間はおおむね30日程度とし、システム選定を行う。
- ・必要箇所（敷地出入口、建物外周部、駐車場等）へ監視カメラの設置（本工事：配管配線、別途工事リース対応の可能性も検討可）を行う。

⑬ 入退室管理設備

- ・電気錠+電気錠制御システムは建築工事とする。
- ・入退室記録は管理用PCを事務室に設け、確認できる構成とする。
- ・必要諸室へ入退機器の設置（本工事：配管配線、別途工事リース対応の可能性も検討可）を行う。

⑭ 警備保障設備

- ・防犯システム主装置は事務室に設け、PCでのリアルタイム監視を可能とする。
- ・館内各所への防犯センサー（別途工事：リース対応検討可）を設置する。
- ・電源は主装置設置を想定するEPS内へ設置する。
- ・必要諸室へ防犯機器の設置（本工事：配管配線、別途工事リース対応の可能性も検討可）を行う。

⑮ 自動火災報知設備

- ・消防法に基づき設置する。
- ・主装置（R型受信機）は事務室に設ける。
- ・感知器は、自動試験機能付きとする。
- ・必要に応じて、厨房へガス警報器を設置する。
- ・必要諸室への自動火災報知設備・非常警報設備の設置を行う。

⑯ 引込設備

- ・敷地西側の関西電力電柱（エビス 3L7R1）より地中埋設配管で供給する。



3) 機械設備計画

① 給水設備

- ・敷地西側前面道路埋設の上水本管より敷地内に引き込み、受水槽の設置を推奨する。設計者判断により、給水方式は基本設計時に提案を行い、本市と協議の上決定することとする。給水管は硬質塩化ビニル管とする。
- ・受水槽は定期的な清掃及び水質管理を実施する。
- ・引込管、調理室等への給水管には私設隔測式量水器を設置し、遠隔計量を行う。
- ・外構散水栓用埋設給水管は系統分けを行い、散水栓立ち上がり配管に凍結防止ヒーターを設置する。
- ・簡易プール等を計画する場合は 25A 程度の給水バルブを設置し給水する。
- ・屋内給水管は耐衝撃性硬質塩ビ管とし、グラスウール保温を行う。調理室給水管は天井配管とし、グラスウール保温とする。

② 排水設備

- ・汚水・雑排水合流式・雨水分流式、重力式排水方式とする。汚水・雑排水と雨水は屋外排水柵にて合流とする。排水管は硬質塩化ビニル管とする。
- ・敷地西側前面道路埋設の下水本管に放流する。
- ・放流管は 150A が 2 か所あり、既存利用を原則とするが、排水計画に応じて、排水槽付ポンプユニットを設置する。
- ・屋内排水横引管には管末及び 15m おきに掃除口を設置する。敷地内排水管は下水道基準に則り設置とする。
- ・排水管内の発力バランスを保つために、ループ管を設置する。
- ・調理室は HACCP 対応とし、グリストラップを屋外に設置する。排水管は耐熱性硬質塩化ビニル管とする。
- ・グリストラップは提供食数 200 食/日を見込む。
- ・簡易プール等を計画する場合には排水溝を設置する。排水設備周辺は水がたまらない設計とし、滑りにくい床材とする。

③ 給湯設備

- ・貯湯式電気温水器による局所給湯方式とする。貯湯式電気温水器はウィークリータイマー付きとし省エネルギーに配慮する。
- ・ユニットバスやユニットシャワー等を計画する場合はガス瞬間湯沸器を設置する。
- ・調理室給湯は厨房器具熱源に応じて、排熱回収型プロパンガス瞬間湯沸器または電気瞬間湯沸器を設置する。
- ・一般給湯管はステンレス管（拡管接合）としグラスウール保温を行う。調理室給湯管は耐熱硬質塩ビ管で天井配管とし、グラスウール保温とする。

④ 衛生器具設備

- ・園児が利用する器具は幼児用衛生器具とする。
- ・一般衛生器具は超節水型器具、感知フラッシュ、自動水栓等を採用し、省資源化を図る。

⑤ 消火設備

- ・消火器を各所に設置する。雨がかりに設置する消火器収納ボックスは SUS 製とする。

⑥ ガス設備

- ・調理室厨房器具の計画によるが、必要な場合はプロパンガス設備を設置する。

⑦ 空調機器設備

- ・電気式空冷ヒートポンプパッケージ方式とする。冷媒は R32 とする。
- ・室外機は高効率冷暖同時システムを採用し、必要に応じて系統分けを行う。
- ・室内機はビルマルチ型を選定する場合には冷媒検知器・遮断装置付きとする。（日本冷凍空調工業会ガイドライン JRA-GL20, 16 に準拠する）
- ・各室に手元リモコン、事務室に集中管理リモコン（スケジュール発停対応）を設置し消し忘れ防止等に配慮する。
- ・調理室は SUS 製厨房用天吊り室内機を設置し単独系統とする。

⑧ 空調配管設備

- ・冷媒管は冷媒用被覆付き銅管とし、断熱材厚さは国交省仕様とする。
- ・ドレイン管は施工性を考慮し AC ドレインとする。
- ・加湿用給水管は耐衝撃性硬質塩ビ管、グラスウール保温とし、全熱交換器に供給する。

⑨ 換気機器設備

- ・居室は、第 1 種換気、便所等は第 3 種換気とする。
- ・居室は全熱交換機を原則とし、排気を第 3 種換気用の給気として利用する。
- ・各階で、給排気のバランスを考慮して給排気の計画を行う。
- ・居室については、建築物における衛生的環境確保に関する法律（ビル管法）適用の要否を確認の上、計画を行うものとする。（関係各所との確認を原則とする）
- ・加湿を行う場合は、全熱交換器もしくは単独の加湿器設置等、感染症等安全性に配慮し加湿計画を行うものとする。原則としては、個別の蒸気発生式（電気式）を設置する。
- ・換気量は、建築基準法によらず、居住空間の環境改善を目的とし 30 m³/時間・人を原則として採用する。
- ・省エネルギー措置については、提案することを妨げない。
- ・各室換気回数については、便所換気回数を 15 回/時間、倉庫については 5 回/時間を目安として計画をした。
- ・制御については、事務室に集中コントローラーを設置し、居室の全熱交換器の運転管理が可能な形とする。
- ・その他、便所は照明設備で設置する人感センサーと連動型とする。倉庫は片切スイッチ（電気設備）を各室に設置する。
- ・調理室の給排気については、第 1 種換気を原則とするが、外気処理エアコンと排気を連動させる。
- ・調理室の給排気については、防虫対策に配慮したフィルター計画とする。
- ・居室内での汚物入れコーナー等への対策用給排気については、設置を検討する。

⑩ 換気ダクト設備

- ・ 一般用途の室に設置するダクトは亜鉛鉄板製スパイラルダクトまたは保温付きフレキシブルダクトを採用する。
- ・ 全熱交換器の外気取入ダクトはグラスウール保温を行う。
- ・ 制気口及び外壁ベントキャップは SUS 製とする。
- ・ 調理室器具排気ダクトは SUS 製ダクトとし、ロックウール 50t 保温とする。厨房器具に応じて排気フード（SUS 製、グリスフィルター付き）を設置する。

⑪ 床暖房設備

- ・ 必要な諸室に空冷ヒートポンプ温水式床暖房設備を設置する。

⑫ 排煙設備

- ・ 自然排煙方式とする。

⑬ 自動制御設備

- ・ 電力量及び給水量を計測し、表示可能な遠隔検針システムを設置する。厨房への給水は単独で計測可能な計画とする。
- ・ 給排水設備、空調設備、換気設備、消火設備、ガス設備床暖房設備、排煙設備の故障感知システムを設置する。

7-3. 外構に関する検討

① 駐車場

- ・交差点から駐車場への入口を可能な限り離す。
- ・駐車場は可能な限り台数を確保する。
- ・搬入用駐車場は一般駐車場と分けた計画とする。

② 園庭

- ・園庭は可能な限り乳幼児用と園児用の2ヶ所確保する。
- ・園庭は保育室から直接もしくは見通しが良く園児の動きを把握できるように計画を行う。
- ・遊具の設置位置は園児が使いやすくしつつ園庭のスペースをできるだけ広く確保するよう計画を行う。

③ 植栽

- ・外部からの視線を防御しつつバランスの取れた植栽計画とする。
- ・高木や落葉樹をできる限り避けて計画を行う。
- ・メンテナンスのしやすさを考慮した植栽計画を行う。
- ・植栽の根による干渉を考慮して、配管等がある箇所を確認・考慮の上植栽計画を行う。

④ その他

- ・歩車分離を基本とした動線計画を行う。
- ・駐輪場を設ける。

8. 管理運営計画の検討

(1) 運営方法

基本方針においては、施設整備・運営手法として、「①公設公営（市による施設整備及び市直営）」「②民設民営（民間による施設整備及び民間運営）」それぞれの特性を比較した上で公設公営を基本とすることとしました。

整備・運営方式の比較

項目	実施主体	教育・保育の実践等
公設公営	市 (地方公共団体)	・公立施設として培われてきた教育・保育成果の継承 ・市の施策と連動した事業展開が可能
民設民営	社会福祉法人 学校法人	・民間ノウハウを活かした施設整備、サービス提供 ・独自のサービス等の展開による利用者負担増や公共性・公平性の確保に対する懸念

本計画においても、上記の比較及びこれまでの事業経緯等を踏まえ、認定こども園の整備及び維持運営について、本市における子育て支援を継承及び牽引し、教育・保育の総合的な提供を行う公共性のある施設としての役割を担うものとして、「公設公営」を基本とします。

市内に所在する私立施設との相互の交流、連携を推進し、市全体における子育て支援機能の強化、充実を推進します。

(2) 提供するサービス

本施設が備える機能として、以下を設定します。

① 就学前教育・保育

教育標準時間の就学前教育及び保育短時間・保育標準時間の保育を提供します。

【対象者】 認定こども園入園の対象となる児童（1・2・3号認定児童）

② 特別保育（延長保育、預かり保育、一時預かり事業等）

標準の保育以外の児童に対する保育及び保育標準時間外の保育を提供します。

【対象者】

延長保育 : 就園児（2・3号認定児童）

預かり保育 : 就園児（1号認定児童）

一時預かり事業 : 未就園児童

こども誰でも通園制度 : 0歳6か月から満3歳児未満児（未就園の子どもに限る）

※こども家庭庁から、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の創設が発表され、令和8年度の本格的な実施を目指し、現在は全国の自治体で試行的な事業が行われているところです。公立認定こども園で行う一時預かり事業のあり方については、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の動向を勘案しつつ必要な検討を行います。

③ 地域子育て支援

地域の子育て支援の拠点施設として、専任のスタッフによる子育て相談、イベントの開催、親子の交流の場の提供など、子育て家庭を支援します。

【対象者】 地域の子育て家庭（未就園児童）

④ 病児保育、病後児保育

病後児保育（病後の回復期にある児童への保育）を提供し、保護者の利便性の確保、向上に努めます。

また、病児保育への対応について、近隣自治体との連携、協力を継続して推進します。

⑤ 療育支援

療育の支援を必要とする子どものため専用の部屋を設け、充実した支援が行えるよう努めます。

⑥ 医療的ケア児の受入れ

医療的ケアを必要とする子どもやその家族の支援のため、受入れを目指します。

上記に加え、サービス向上の一環として、給食については、1号認定児童（教育）を含めた全ての園児に自園調理による給食を提供し、食を通じた子どもの健全育成を引き続き推進します。また、連携・交流として、就学以降も続く切れ目のない子育て環境の維持のため、小学校と認定こども園間の児童及び職員同士の連携・交流を一層推進します。加えて、公立・私立相互の交流及び連携の強化を図り、子育て支援の拠点として機能の充実を推進します。

（3）通園方法

施設の統廃合等により、遠方から通園することになる子育て家庭への支援として、保護者向けアンケートの結果も踏まえ、送迎の負担軽減を図り、保護者の生活スタイル等に合わせた施設選択及び通園方法の確保を検討します。

9. 概算事業費の検討

(1) 概算事業費の検討

本計画に基づく、「(仮称)市立北部認定こども園」の整備(改修・増築または新築)に必要な建設費(概算)は以下の表のとおりとなります。

なお、建設費は現時点での試算であり、今後の詳細な設計等及び物価の上昇等諸条件により変動が生じる場合があります。

今後、工事内容を基本設計や実施設計により検討を行い、建設費について精査をします。また、建設費以外の費用(調査、設計・監理費、施設解体費、外構整備費、また什器・備品の整備費、引越し費用等)を含めて総合的に検討します。

概算建設費 (税込)	A:改修+増築案	B:新築案 既存園舎段階的撤去	C-1:新築案 既存園舎撤去後新築	C-2:新築案 既存園舎撤去後新築
	面積 2,100 m ² 改修:840 m ² 増築:1,260 m ² 1,745,500 (千円)	面積 1,850 m ² 新築:1,850 m ² 1,608,200 (千円)	面積 1,950 m ² 新築:1,950 m ² 1,695,100 (千円)	面積 1,920 m ² 新築:1,920 m ² 1,668,700 (千円)

※モデルプラン(7.(4)計画概要 p59~p63 参照)に基づく試算です。

※A案、B案は既存校舎で保育を実施しながら段階的に既存園舎の撤去を進める計画のため、安全確保及び設備を含めた盛替え等のため、さらにコストがかかる可能性があります。

※調査費、施設解体費、外構整備費、什器・備品整備費、移設費は含んでいません。

※今後の物価上昇は、近年の物価上昇程度と仮置きして試算しており社会情勢等で変更となる可能性があります。

10. 整備事業スケジュールと課題の整理

(1) 整備事業スケジュール

予定する事業手法におけるスケジュールの概要を以下に示します。市の財政状況等によって、設計・整備等の予定時期が変動する可能性があります。

■想定事業スケジュール

下記に記したスケジュールは標準的な条件を基に検討を行ったものです。詳細な施工条件（休日や施工時間や盛替え工事等）によっては変動する可能性があります。

実施項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
共通	基本計画策定	■						
	発注手続		■					
	基本設計 実施設計		■					
	発注手続				■			
A案 B案	施工				■			
	開業準備							■
	使用開始 (開園)							★
C案	施工				■			
	開業準備						■	
	使用開始 (開園)						★	

御所市北部認定こども園整備基本計画

令和8年3月

発行：御所市

企画・編集：健康福祉部 子育て推進課

〒639-2237 奈良県御所市774番地の1

TEL：0745-44-3422